



【 傍 聴 者 数 】 39名

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。10番、川上です。一般質問いたします。

まず初めに、安倍政権の教育委員会改革について伺います。

自民・公明の与党などは、政治勢力が教育を支配できるようにする教育委員会改革法案を衆院文部科学委員会で賛成多数で可決しました。教育委員会の独立性を奪い侵略戦争美化の「愛国心」教育や異常な競争主義を押し付ける法案の危険性が浮き彫りになるだけではなく、下村文科相が答弁の訂正・撤回を連発し改革法案の欠陥ぶりも明らかになっています。改革案は憲法に則して教育の自主性を守るためにつくられた教育委員会制度の根幹を改変し、国や首長の政治権力による教育支配を歯止めなしに拡大しようという極めて危険な内容だと考えています。

その第一に改革案は、首長に教育行政全体についての大綱的な方針を定める権限を与えると共に、これまで教育委員会の権限とされてきた公立学校の設置・廃止、教職員定数、教職員の人事・懲戒の方針など、教育行政の中心的内容を首長に与えるとしています。これでは教育委員会は、首長の下請機関となり、首長がその気になればどこまでも政治介入ができるということになってしまいます。

第二に改革案は、教育長について、首長が直接任命・罷免するとしています。現行法では、教育長は教育委員会が任命し罷免もできますが、この仕組みを変え、教育長を首長の直属の部下にしようというものです。

第三に改革案は、文部科学大臣の教育委員会に対する是正要求等の権限を強化します。現行法では教育権の侵害が明確な場合でしか是正要求が出せないとされていますが、改革案ではそれ以外の場合でも是正要求が出せるとしています。安倍政権が当初狙っていた教育委員会廃止論は、教育関係者などからの強い批判もあって採用できませんでした。

しかし、自民党改革案は、教育委員会から実質的権限を奪い、それを形骸化させるものにほか

なりません。それは1976年の最高裁学力テスト問題の判決に示された、教育内容に対する権力的介入は抑制的であるべきとする日本国憲法の要請を踏みにじり、教育への無制限の権力的介入・支配の道を開くものとなっています。こうした内容が具体化されれば、首長が変わるたびに、その一存で教育現場が振り回されるという混乱が起こり、教育の独立性、中立性を損ない、子供たちがその最大の被害者となり、戦前のように歴史を反対に戻す教育の復活のおそれがあると危惧しているところです。

そこで伺います。現行制度における問題点の有無も含めて、こうした安倍政権が進める教育委員会制度改革に対しての教育長並びに町長の見解を伺います。

以上が第1回目の質問です。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を求めます。町長。

**○町長 波多野茂丸君**

まず、川上議員の質問に私のほうから答弁させていただきます。

川上議員が教育委員会制度に関する法案の見解についてということですが、議員もこのことは承知の上でこのことを質問されていると思われませんが、この法案は5月20日の日に衆議院で可決されたわけでございます。今現在、参議院のほうに回っているわけでございます。先日、二、三日前の新聞では参議院の文教科学委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の審査に資するためということで、愛知県それと静岡県に委員を派遣されております。その愛知県、静岡県で公聴会を開き、有識者、例えば愛知県であれば東海市の市長、県の教育委員長、県の教育委員会、静岡では県知事及び関係者等々で参議院で。今参議院の中で審議が行われているというのがこれが事実であるわけでありまして。しかしながら、衆議院で通っておりますので、多分どのような修正があるかどうかは定かではありませんが、今、この時点で、見解というのは少し、ちょっと無理があるのではないかと考えております。

これが決まるといたしましても、文科省の省令、それから中身のいわゆる規則等、いろいろなことが扱われます。そして県のほうにおりてくるわけでありまして。県は県でまたいろいろ県の方針等々を出されることだと思います。そういうことで、今見解については差し控えさせていただきます。と思っております。

なお、川上議員がいろいろご心配されておられると思いますが、この教育についてはある部分川上議員の言われることについては、同感する部分もあるわけでありまして。われわれ行政を預かるものとして、いつも言うておりますように、「芦屋の子供は芦屋で育てる」というひとつの大きな柱を持って臨んでおるわけでございます。教育委員会と共にこれまで同様、よりよい教育を目指して尽くしていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

教育長。

**○教育長 中島 幸男君**

川上議員の質問にお答えをいたします。

今、町長のご答弁ございましたけれども、まあそこ類似することもあるかと思いますが、今回の教育委員会制度改革の直接の引き金は、大津市の中学生がいじめにより自殺、それに対する大津市教育委員会の対応のまずさ、遅さ、そのことが引き金になったと私たちは認識をしております。従来から、教育委員会の活性化という観点からですね、いろいろ議論はされておりました。例えば、責任の所在が不明確ではないか。それだとか会議が形骸化しているのではないかと。それから決定が遅いのではないかと。それから教育委員が名誉職化している。このような観点から教育委員会の活性化という観点でこういう議論はなされていましてけれども、芦屋町においてはこれまでの教育委員会制度における教育委員会の運営に問題なかったと私は受け止めています。

新しい教育委員会制度が施行される、今のところ27年の4月からとなっておる、国会でなっていますが、そこでまだまだ、今、町長おっしゃいましたように参議院等細かな議論がなされていると思いますけれども、その議論を踏まえて新しい教育委員会制度を十分に研究して、その趣旨が芦屋町の教育の質の向上に生かされて、そして町民の期待に応える教育が推進されるように努めて参りたいと思っております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

今、国会で審議中であるので明確な答弁は避けたいという町長のくだりでしたが、私が聞いたのは確かに国会で論議されて、そして恐らく、国会の力関係で言えば、法案が通るという可能性が強いんでしょうが、私が一番聞きたいのはですね、教育の自主性、そして、独立性、中立性、これはやっぱりいかなるときでも守らなければいけないんじゃないかと、そういったことです。

町長も今まで芦屋町の教育行政を引き続き行いたいというふうに言われましたし、教育長も芦屋町の教育行政については今まで大きな問題がなかったというふうに言われましたし、その後、その質の向上や町民の期待に応える教育をやりたいという、そういった内容だったと思います。

それで、そもそもこの中立性、独立性の問題に関しては、その教育委員会制度は、戦前ですね、お国のために血を流せと子供たちに教えた戦前の中央集権型の軍国主義教育の反省の上に立って、

中央教育行政は学問の自由や、教育を受ける権利など、基本的人権の保障、地方自治の原則にのっとり、国や行政機関から独立し、国民に直接責任を負って行われる行政の教育委員会制度と改変していったわけです。私は今、国民の中には二つの注目する動向があるというふうに思っています。

まずそれは第一に、最近の朝日新聞の調査結果ですが、「首長の政治的な考えが教育行政に反映される仕組みは望ましいか」との問いに対して6割の方が「望ましくない」というふうに答えています。つまり、首長の政治的な考え方で教育が左右されるのは嫌だということです。これは橋下大阪市長などの露骨な教育委員会への介入、こういったものが典型的なものだと思います。橋下市長が無理やり進めた民間人校長採用は、11人の内6人がセクハラをおこして、2人が既に辞めております。こうした首長の政治的な考えで教育がくるくる変わり、学校現場が振り回される。こういったことの最大の被害者は子供たちだというふうに私は考えます。

もう一つの傾向としては、これと反対に「首長は行政にもっとかかわるべきだ」とこういった声もあります。これはやはり、住民の代表である首長が教育に物を言うのは尊重されるべきだということは私も思っています。

しかし、教育現場を萎縮させるような政治的圧力かけるような言動は、子供のためならず、すべきではないと考えます。首長には教育の自主性に配慮しつつ、教育委員会と率直な意見交換を行い、教育予算の確保をはじめ積極的な役割を果たすことが求められていると考えます。そして最後に判断していくのが教育委員会ということで、政治と教育の一定の距離感が大切であるというふうに思っております。

それと第二は、先ほど教育長が言われました、大津のいじめ事件をはじめとする、この間のいじめ事件の教育委員会への隠蔽体制への怒りが強いという問題です。教育に関する行政と教育委員会は子供の命を守るために全力を挙げて行動してほしいという、こういった国民のあらわれでないかと思っています。それが組織防衛のために隠蔽に回るといふ、こういったことになると、これは最低な対応だというふうに思います。

こういった教育委員会のですね、対応の原因というのはどこにあるのかというと、私はこの教育委員会制度の理念が捻じ曲げられた結果だと思っています。現行の教育委員会制度は、1948年、教育の自主性を守るために発足しました。

住民の代表からの数人からなる教育委員に決定権を持たせて、そして首長ら一般政治家から独立させるということを行いました。しかしこれは、1956年の自民党政権が制度を改変して大きく変えられてしまいます。地方自治に反して、文科大臣の告示、学習指導要領等の通知どおりに事務局が動くようにしたというのがこれまで経過だというように考えます。こういった中で教育委員の会議の形骸化も進み、多くの教育委員会の対応は、閉鎖的で官僚的になっていっ

たのではないかというこういったことも言われています。いじめ自殺に機能不全の教育委員会と事務局というのはですね、こういった形でつくられていったのではないかと考えます。

しかし、それでもなお最後の砦として残されているのが首長に対する独立した権限というのが今教育委員会にあります。これは子供の未来にとっても、日本社会にとっても教育委員会の独立性は守るべきだと私は考えております。教育長、町長の答弁では、明確な答弁はありませんでしたが、今後もやっぱり今までの教育行政を引き続き行いたいとそういった内容であったというように思いますので、こういった方向だと思います。そして最後にですね、教育長に伺います。

先の朝日新聞の調査結果で「政治家が学校の学習内容を歪めることに75%が一定の歯止めが必要だ」というように答えています。

政治が教育に果たす責任は、条件整備などによって教育の営みを支えることだと私は思います。教育は、子供の成長・発達のための文化的な営みです。何をどう教えるかは、関係する学問や教育学に基づく必要があります。政治が教育内容に介入し、歪めるようなことは絶対に行ってはいけないことだと思います。

政治と教育との関係について私はやはり「政治が一番やるべきことは教育条件の整備」「絶対にやってはならないものは教育内容への介入・支配」だと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

教育長。

**○教育長 中島 幸男君**

おっしゃいますように、今回一番危惧するのは教育の中立性だとか、公平性だとか、継続性、このあたりをやっぱりみなさん心配をされています。私たちもそうだと思います。政治と教育という今回新しい、仮に教育委員会制度が成立いたしますと、総合教育会議というのができてですね、この教育の内容なり、教育をどうやっていくかという方針につきましては、教育委員会と一緒に協議をやりましょうということでございまして、従いまして、その中でいろいろ議論をしていくと。

今回の場合も教育委員会は執行機関として残りますので、そのあたりは、最終的には首長部局と教育委員会の執行機関ということで生かしていきたいと。しかしながら、首長と普段から連携をとりながら、お互いに意思の疎通を図ることがですね、芦屋の子供達にとって一番望ましいことであろうと。その中で、地域の方が教育委員会は、教育委員は、地域のいろいろな教育ニーズを教育委員会の中に、いかに生かしていくかというのが大きな使命の一つでございまして、5名の教育委員がそれぞれ地域のニーズをよく捉えて、その総合教育会議の中で話をする。そのことでどういう教育をするのがいいのかということで、首長部局の理解を求めていくと。そういう

ことで中立性なり、公平性なり、継続性なりは、私は保たれると。そういう関係をつくっていきたいと。このように思っております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

中立性や、公平性、継続性をですね、やっぱり、これは必ず守らなければいけないという討論だったと思います。最後にですね、今後とも教育委員会の形骸化と言われたいような、町教育委員会の改革に取り組んでいただくことを要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、子ども子育て支援制度について伺います。

子ども子育て・支援法が制定されて遅くとも2014年の9月議会までに基準を定めた条例を制定することを呼びかけています。そこで芦屋町学童クラブについて質問します。学童クラブは、共働き、一人親家庭の小学生が平日の放課後及び土曜日や夏休み等の学校休業日は、朝から一日の生活を送り、毎日の生活の場として利用している施設です。子供たちが毎日の放課後を安心して生活できることで、共働き、一人親家庭等の保護者が安心して働くことができる施設です。共働き家庭などの増加の中で、ますます必要性は高まっています。

国は2012年8月に成立した子ども・子育て三法によって、放課後児童クラブは6年生まで利用できる対象を引き上げる、放課後児童クラブの基準を国も市町村も省令・条例で定める、事業計画に基づき計画的に整備を図る、市町村に実施責任のある事業とする、指導員の待遇の改善、人材確保を図るなどが決められました。

そこでお伺いいたします。条例の進捗状況と学童クラブの現在の状況について伺います。

**○議長 横尾 武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長 木本 拓也君**

まず、川上議員の質問に、現在の進捗状況についてお答えいたします。

平成26年4月30日に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が、厚生労働省より公布されました。現在この内容は厚生労働省のホームページで一般に公開されているものでございます。

この基準に従う形で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を9月議会において上程する予定でございます。

続きまして、芦屋町の学童クラブの現状につきまして、お答えいたします。芦屋町の学童保育クラブは、芦屋町学童クラブ設置条例に基づき、芦屋の町立小学校に就学している児童で、放課



後や学校休業日に開設をしております。現在学童クラブは3カ所、それぞれ小学校区ごとに設置しております。学童クラブの開設時間でございますが、全ての学童クラブで通常時は、下校時から午後6時まで。学校休業日は、午前7時30分から午後6時まででございます。入会対象者は芦屋町の町立小学校に在籍する児童でございますが、保護者が就労し、かつほかに監護する者がいない家庭の児童など、これまでは主に低学年の児童を中心に受け入れてまいりましたが、平成25年度より全学年の児童を受け入れるようにしております。

各学童クラブごとの内容でございますが、芦屋小学童クラブの定員はおおむね50名、利用登録者は38名で、現在、校舎の空き教室を保育スペースとして使用しております。

芦屋東学童クラブの定員はおおむね50名。利用登録者は47名。子育て支援センターのたんぼの一部を保育スペースとして使用しております。

山鹿小の学童クラブの定員はおおむね90名。現在の利用登録者数は97名で山鹿小学校敷地内の専用施設を使用しております。なお、利用登録者数につきましては、平成26年6月5日時点のものでございます。

続いて、学童クラブの職員体制につきましてご説明いたします。各学童クラブに指導員を1名ずつ配置しております。また、芦屋小学童クラブ及び芦屋東小学童クラブには専任の補助員を2名ずつ、二学童を兼任する補助員を1名配置しております。山鹿小学童クラブには専任の補助員を4名配置しております。また、夏休み期間中には臨時的に補助員を各学童クラブに1名増員しております。また、各学童クラブには学童クラブ職員、健康・こども課の職員及び保護者の代表者で組織する保護者会がありまして、その保護者会と連携して学童クラブ育成事業を進めております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

条例にむけてはですね、9月議会に向けて制定しているということで、年齢については撤廃した方向でですね、26年から全小学生を対象としているということでした。それで、この小学校6年までに拡大するということは、今まで以上にですね、学童クラブを利用したいという児童がふえるんじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長 木本 拓也君**

小学校6年生まで、25年度から受け入れの範囲を拡大しておりますけれども、芦屋町におい

ては、全日保育という制度と15日以下の保育、親御さんのお仕事の都合により、二種類の受け入れ態勢を整えております。そういった中での現状を申しますと、定員オーバーして、保育に支障がでているという認識はしておりません。また、今の芦屋町の未就学児の人口統計を見てみますと、今後、人口は減る方向になってきておりますので、今時点で、ちょっと問題を抱えているというふうには認識しておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

国のこの設備及び運営に関する基準案というのが出ておりますが、これによりますとですね、専用区の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上となっておりますが、現在の状況は、これをクリアしているのかどうか。教室自体がやっぱり狭いとそういった状況があるんじゃないかと、そういったことを懸念しますが、どうでしょうか、その点は。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

一人当たりの基準面積は1.65平米でございますけれども、現状の運用の中では支障がないというふうに認識いたしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

一応ですね、この1.65はクリアしているかもわかりませんが、ただ、その保護者の方から、また、指導員の方々から見れば、この1.65の基準自体がやっぱりその低いんではないかということがあります。この面積については、参酌ということで、国の基準を見習うということで、一定の町の裁量ができるということになっております。そういった点では、この1.65平米よりもさらにやっぱり実態としてもっと広げることが必要だと思いますが、その点も運営していく中で、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、同じく関する基準の5の設備の基準の中でですね、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画、以下専用区画の支援の提供に必要な設備及び備品等の設置ということになっております。これは例えば、くつろぐ場所とか、また気分が悪くなったときに使用できる部屋、こういったことも確保することが必要になってますが、その点は、三つの

学童クラブは基準は満たしているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

三学童ともに、専用の救護室等は設けておりません。ただし、設置基準の中では専用の部屋ということではなくて、保育室の一部を仕切ることによって使う事も、やぶさかでないというように記載されているという認識しておりますので、急病人等が発生した場合はですね、保育室のスペースをそういうふうに使切らして、指導員もしくは補助員が、つくど。その間に保護者の方に連絡して、早めにお迎えに来ていただくような対応をとっているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは2015年までの施設整備の考え方について伺います。この間、山鹿小学校には独自の山鹿小学校内に学童クラブの施設が建てられていますし、芦屋東小学校は子育て支援センター内に移しているということですが、芦屋小学校は、小学校内の空き教室を利用しているという現状ですが、こういった点では芦屋小学校の学童クラブの教室の確保、建てかえ、それはどういったふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

厚生労働省が公布をした放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というものを現状に照らし合わせてみますと、今のところ、現行の運営に支障は出ないというふうに考えているところです。ただし、今後、施設の基準等を見ていく中で問題が発生するものがあれば、順次体制を整えていきたいというふうに考えております。

あと、山鹿小の学童クラブにつきましては、夏場において利用者が一時的にふえるような状況になりますので、そういった場合は隣接する山鹿公民館や、山鹿小学校の体育館などを一時的にお借りして、運営をしているという対応もさせていただいております。ただ、今後の児童の、児童数の状況を考えたときに、施設の拡張等を行いますと、その後の運営コスト等にも影響がでるのではないかというふうに懸念されておりますので、当面の間はそういった既存施設をお借りするような対応で、考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それではですね、先ほども言った、この基準の中ではですね、この定数、構成する児童の数と  
いうのを一応40人以下とされております。山鹿小学校については、これは90人というふう  
になっておりますが、これはその国の基準をクリアするという点では40人と90人という点では、  
どう対応してクリアされるのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

ただいま、川上議員ご指摘のとおり、山鹿小の定数は90名。おおむね90名。登録者数97  
名というところでの運用でございますので、ちょっと大き目の大規模な運営をしているというよ  
うに言わざるを得ないというように考えておりますが、今後指導員においてはその基準に従うよ  
うに人数を多く配置をしておりますので、運用の中でクリアできているのではないかと認識して  
おりますが、この辺につきましては、いろいろご意見がございますので、保護者の皆さんや、各  
方面の方からの意見を伺いながら、今後の学童クラブの運営については考えていきたいというふ  
うに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

指導員の配置についてはですね、この基準の中でも示されてますが、この基準の中で示されて  
いる数値自体がやっぱり大変低いという状況があります。それで今課長が言われたようにですね、  
本当に児童の状況を考えて指導員をやっぱり国の基準以上にですね、配置することもこれは町独  
自でできますので、そういった点を踏まえて、やっていただきたいと思います。この条例化を進  
める中、またその今後ですね、支援事業計画をつくらなければいけないということになっておる  
と思います。そういった中でこういったことをする中では、やはり保護者の意見を入れることが  
必要だと思っておりますが、この学童クラブについてのアンケート、またはニーズ調査はとったのか。  
また、今後とる考え方があるのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

学童クラブのということにはならないかもしれませんが、現在、子ども・子育て会議を主催しております、その中でニーズ調査というのをしております。その中には、学童クラブ、放課後児童育成事業に関する項目もございまして、その辺のニーズ調査を行っているものでございます。ただ、現実の運営につきましては今後も保護者の皆さんに普段の指導員、補助員との対話の中で、もしくはまたアンケート等でご意見等伺いながら、運営を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

それでは東小学校について伺います。東小学校の学童クラブは、子育て支援センターの中にありますが、この子育て支援センターは指定管理制度になって、町の運営ではなくなっています。そういった中に町の運営する児童クラブが入っているということになりますが、そういった点でこの児童クラブとの関係については問題がないのでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長 木本 拓也君**

子育て支援センターにつきましては本年4月より、指定管理制度を導入しているところでございますけれども、管理区画等につきましては、一応学童クラブと分けて運営しておりますので、現状運用上支障ないと認識しております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

芦屋町ではこの間ですね、指定管理制度の導入を進めていますが、安定性や継続性が求められる子供たちの施設にはなじまない。2010年12月に総務省は指定管理者制度になじまない施設は導入しないように適切な対処を求める通知が出されていますが、芦屋東小学校の学童クラブについては、指定管理者にすべきではないと私は考えていますが、町の考えはいかがでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長 木本 拓也君**

現時点におきましては、学童クラブの運営を指定管理等へ移行するという考えはありません。

ただ、全国学童保育連絡協議会のまとめによりますと、公立、公営の学童施設そのものは減少しつつ、地域の運営委員会や、保護者等で作ったNPO法人が運営する学童クラブが増えているというのも認識しております。この近辺では、宗像市では民間企業による指定管理、岡垣町ではNPO法人への指定管理、遠賀町では地元の学校長や自治区長、保護者の代表などで作る運営委員会へ委託するなど、運営形態が多様化しているというのも現状でございます。このような状況の中で子育て支援、子供・子育て支援、子供と子育ての両立支援のひとつの方法として、「芦屋の子は芦屋で育てる」という理念のもとで、これからの学童保育事業について、様々な方からのご意見を伺いながら進めて参りたいと考えておりますが、今のところ直営でいくように考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

「芦屋の子は芦屋で育てる」という点ではですね、やはり町が責任を持って子供の育成をしなければいけないということで、ぜひ将来的にも町の公的な学童クラブで、行ふべきだと思います。

それでは次に3点目の指導員については資格を持つことが必要になりますが、指導員の研修はどうされるのかを伺います。

**○議長 横尾 武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長 木本 拓也君**

指導員の研修状況についてお答えします。

平成25年度における学童クラブの指導員および補助員の研修といたしましては、県の学童保育連絡協議会が主催する全国学童保育指導員学校の九州会場へ指導員1名、補助員2名、放課後児童指導員等研修会へ指導員を1名、補助員を2名参加しております。このほか、遠賀郡内で学童保育指導員会を組織しておりまして、その中での学習会等にも参加させております。

なお、内部の研修といたしましては、役場内で三学童の指導員による合同の指導員会議及び各学童でのミーティングを毎月定期的で開催しながら、学童保育の質の向上や、スタッフのスキルアップを図っているところでございます。

前述の厚生労働省が定めた設置基準によりますと、指導員は、保育士、教員免許などの有資格者で都道府県知事が行う研修を修了した者ではないという旨が定められております。研修を修了した者の部分につきましては、平成32年3月までの経過措置がございますので、今後県からの研修開催等の通知があれば、順次参加させていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

指導員は、この仕事については絶えず本当に自らの保育を繰り返し検証し、そして、子供と保護者に対する理解を深めながら展開していく専門性の高い仕事であります。児童からすれば、どの指導員も先生と呼ばれる存在です。

国の基準案では職員の秘密の漏洩の禁止が盛り込まれ、非常災害対策、衛生管理、苦情への対応、事故発生時の対応など、責任の強化が本当に図られてきています。そういった点では、研修を十分に行い、質の高い指導員を育てることが必要だと思います。

今度の6月1日付の広報あしやに「町の臨時職員を募集します」ということで、学童クラブ指導員・補助員を募集しています。これは、募集人員は1名ですが、これは勤務時間もいろいろな体系のなかであって出ていますが、これが時給が一応800円ということになっております。福岡県の最低賃金が712円ということで、最低賃金は上回っていますが、一カ月まるまる、全部働いたとしても10万にならないような状況です。やはりそういった中で、研修なんかも出るんですので、やはりこの研修については時間外手当で補償するとか、そういったところも必要ですし、また時給についても、やっぱり働いている実態、先ほど言いましたような、やっぱり専門性が持たれていますので、そういったのにふさわしい処遇に引き上げることが必要だというように思います。

それで、今度の子ども・子育て支援法の附則の中では、学童指導員の処遇の改善を図る所要の措置を講じることとなっておって、開所時間を延長することによって、常勤の指導者が必要になってくることから、6時30分以降も開設している学童保育については、指導員の処遇改善のための補助金を出すことが決まっております。一施設に156万円の追加補助金を出すということになっています。指導員の賃金増など処遇の改善のためだけに使うもので、この使い方は運営主体に任せるということになっております。こういった補助金を活用して指導員の改善を図っていくことが必要だと思いますが、その点はいかがでしょう。

**○議長 横尾 武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長 木本 拓也君**

現状、学童保育の開設時間は午後6時までというふうになっております。今、川上議員がご指摘いただいた内容につきましては、18時30分以降開設している学童クラブに対しての補助でございますので、現状芦屋町は適応されないものと認識しておりますが、今後いろいろな保護者

の方だとか、保育ニーズの問題等ございます。「小1の壁」だとか、「小4の壁」というものもございまして、そういった問題を踏まえながら、各方面の方からのご意見いただいて、必要ということになれば、所要の対策をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

芦屋町は6時までということですが、保育ニーズとしては、やはり共働き家庭もふえていって、延長した学童クラブの必要性というのも出てくると思いますので、まあそういった点も踏まえて運営してください。今後の指導員の資質向上、待遇改善が求められることを求めてこの質問を終わります。

次に、学校教室のエアコン設置について伺います。この間自衛隊機の航空機着騒音により児童・生徒の学習環境を整えるために、学校教室にエアコン設置を求める一般質問を数回行ってきました。しかし、芦屋町では山鹿小学校のプレハブ校舎を除いて実現できていません。芦屋町の児童・生徒は自衛隊機の騒音被害と同時に温暖化による夏期の教室の過酷な暑さの影響も受けています。

猛暑の中の教室は30度を超え、屋上に近い教室では35度を超える劣悪な学習環境になっています。さらに2010年からは、中国からのPM2.5の飛来が急激に拡大し、人々を不安にしています。特に幼い子供を持つ親にとっては深刻な問題です。3月28日の福岡県議会ではPM2.5による大気汚染に関わる総合的な対策の推進を求める意見書を可決し、対策の強化を求めています。現在の中国の社会状況を見ると、PM2.5問題が急速に改善され、日本への越境汚染が改善されることはあまり期待できません。私たちは可能な限りの予防策を講じなければなりません。自衛隊機騒音、猛暑、そしてPM2.5被害の対策を行い、学習環境を整えるために、エアコンの設置が急務となっていると考えます。そこで、次の点を伺います。

1点目にPM2.5の生徒や児童への健康影響について、どう考えているかを伺います。

**○議長 横尾 武志君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 岡本 正美君**

PM2.5は、髪の毛の太さの30分の1と非常に小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎など呼吸器系疾患への影響などが懸念されています。PM2.5の環境基準、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、1年平均値が1立方メートル当たり15マイクログラム以下であり、かつ、1日平均値が1立方メートル当たり35マイクログラム以下であると定められており、環境省が平成25年2月に設置したPM2.5に関する専門



家会合では、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準として、注意喚起のための暫定的な指針となる値を1日平均値1立方メートル当たり70マイクログラムと定めています。この暫定的な指針となる値については、今後新たな知見やデータの蓄積等を踏まえ、必要に応じて見直しをするとされています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

健康被害は相当あるということで、特に呼吸器、循環器、アレルギー、心臓病、皮膚疾患、肺がん、そしてまた死亡率を高めるという本当に最悪なものというふうになっております。それでは、このPM2.5の対策として、PM2.5汚染が高濃度になった場合の留意事項はどのようなものがありますか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本正美君

暫定的な指針となる値である70マイクログラムを超えた場合は、吸入を減らすため、屋外での長時間の激しい運動や外出を減らすことは有効です。また、屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にすることにより、外気の侵入を少なくする必要があります。

アメリカ合衆国のある指数を参考にすれば、暫定的な指針となる値を大きく超える場合、1立方メートル当たり1日平均値140～150マイクログラムは、全ての人は長時間の激しい運動や屋外活動を中止すべきというアドバイスがされています。なお、参考までに、PM2.5の濃度は、季節によって違い、例年3月から5月にかけて上昇する傾向があり、夏から秋にかけての濃度は、比較的安定しているようです。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まあいろいろ留意点がある、外出するしなとか、マスクをすとか、こまめに掃除をすとかね、いろいろあります。ただ、やっぱり一番効果的なのはやはり、窓を閉めてですね、外気を入れないということ、先ほど課長も答弁しましたが、この窓を閉めることによって外気の5割程度を遮断することができるということになっております。それで、私はですね、この「PM2.5の問題で危惧される健康への影響」というこういった本も読んで、ちょっと勉強させてもらっ

たんですけど、この中に確かにそのPM2.5の問題もあるんですけど、もうひとつの大気汚染物質という問題で、黄砂の問題も取り上げられています。

これを読みますと、「黄砂は中国やモンゴルの砂漠地帯から飛んでくる非常に小さな土壌由来の粒子です。黄砂は土壌鉱物質を主成分とし、大きさは1から10マイクロメートル位で、その表面には細菌やカビがたくさん付着しています。この黄砂の細菌やカビは呼吸器疾患や感染、心臓や脳の循環器疾患などを起こすとされています。具体的には、気管支炎、気管支炎喘息、アレルギー性鼻炎、心臓病や脳卒中などの増悪化やそれらによる、入院や死亡率の上昇です。またニッケルもかなり含まれており、それによる肌アレルギーが起こることも知られています。この黄砂は中国国内の自動車や東部工業地帯で排出されるPM2.5と反応して、より毒性の強い粒子となって飛来していることも金沢大学薬学部の早川和一教授らの研究で分かっています。ニトロアレーンと呼ばれる物質ができ、発がん性が強く、環境ホルモン作用、アレルギー作用なども強いことが知られています。」ということでこのPM2.5と黄砂によってさらに、悪い物質が生まれてきています。

5月の28日には、北九州市でも黄砂が飛来しましたが、このときは、PM2.5が50マイクロメートル、そして気温が31度という状況で、こういった点で一番最大の対策は窓を閉めるということになりますが、この気温の中で窓を閉めれば、室内はどうなるかということは見えています。それで6月2日の西日本新聞では、熱中症で県内21人が緊急搬送ということで、学校関係では、うきは市の中学校でブラスバンドの部員5人が教室で不調を訴える。福岡市城南区、児童14人が熱中症で搬送ということもありますし、また、城南区の教育委員会によりますと6校で児童13人が体調不良を訴えて保健室に行くというようにね、やはり先ほど言ったように、あの熱中症の関係でも相当やっぱり暑くなって、早い時期から被害が出ています。

また課長が言われたように、確かにPM2.5は春場は多く、夏場が少ないというんですけど、でも最近は、やはりPM2.5も黄砂も夏場にも飛来するということが多くなってきております。そういった点で、エアコンの設置が私は必要だというように感じますが、県内のエアコンの設置状況はどのようになっているのかを伺います。

**○議長 横尾 武志君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 岡本正美君**

文部科学省が行った空調（冷房）設備設置状況の調査結果、平成26年4月1日時点でございますが、福岡県の公立小中学校の設置率は、普通教室と特別教室（理科室など）を合わせて、22.6%となっています。

また、郡内の状況については、水巻町が26年度から28年度に全小中学校に整備をする予定

で、遠賀町、岡垣町については現在未定でございます。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

今度、大都市圏では福岡市が、全市立小学校および、中学校の普通教室にエアコンを設置することを決めています。この福岡市のエアコン設置については、新聞のほうで見ますとやっぱり、健康への影響が懸念される超微粒子状物質PM2.5対策のためということで設置するということになっていますし、また近隣では中間市が2014年度より実施することも決めて、水巻町、中間市もこうやって、やっている。それとまた、福岡市の他は、那珂川町、行橋市、苅田町それから筑紫野市、筑後市、小竹町こういったところがエアコンの導入をやっているわけですけど、こういった点では自衛隊機騒音を抱える芦屋町がなぜやらないかというところが不思議ですし、北九州市は全体にはやっていませんけど、自衛隊機騒音の関連ではその対象区域にはエアコン化をやっております。

それと、特筆すべきは、那珂川町は、262教室に対してエアコン設置と太陽光発電を据えてやっております。これは、夏場の設定温度を28度としてやっております。これによって、その電力需要についてかなりの成果が出ています。もともとやっぱりエアコン設置することによって電気代が上がるんじゃないかということが言われていますけど、那珂川町の電気代を比較しますと、平成24年の7月が317万2千円に対して、平成25年は374万3千円ということで、60万程度のオーバーしかかっていないので、まあ小学校によってはですね、減っているところもあるという状況です。それとまた、余った電気の売電、再生化エネルギーの売電売り上げ、こういった部分も出ているという状況にあります。ただしやっぱり初期の設備投資にはさうとうお金もかかりますが、これも国の補助が二分の一とかそういった部分があるので、そういったものを活用することによってから設置できているということです。

私もまたよくですね、現地にも行って、聞き取りもしていませんが、そういった状況になっているんで、ぜひこういったものも調べながら、芦屋町についてもエアコンを導入していくことが必要じゃないかと思いますが、その点最後の教室へのエアコンの設置に対する考え方を伺います。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

子供の健康問題から入られましてですね、エアコン問題、あの川上議員、エアコン問題、確か3度目か4度目だと思うわけでございますが。従来の考えというのは、やはりわれわれ世代を思

ったときに、昔はああだった、こうだったということがまず基本になって、子供達の教育上の問題から入ってですね。暑いのはあたりまえ、それを耐える、耐えさせるのも教育ということのなかで、エアコンの設置というのがずっと先送りされたというふうに私は思っておるわけでございます。

いまやはり、川上議員がいわれましたように、時代の流れとともに、やはり急激な環境汚染というか、ほとんど中国なんですけど、中国が砂漠化しております、黄砂が年々ふえている。それといわゆるPM2.5の問題ということで、子供たちでなくわれら住民、国民に対してもそういうようないわゆる健康被害というものが出ておるわけでございます。

今年は間に合いませんでしたので、夏の期間中、リースで、各教室に扇風機を2台ずつつけて、そして製氷機を各学校に設置するようにしております。これはリースでございます。夏の間ですね。来年どうするかということでございます。今いわれましたように、これは別の方角から考えてみましても、芦屋町定住化政策もやっております。やはりスローガンは日本一の教育の町を目指そうというスローガンを掲げさせていただいております。その中にありましてですね、教育環境というものをしっかり整えなければならないと考えておるわけでございます。来年に向けて、そのことをよく内部で検討して、実施にいくような形でやっていきたいと思っております。

**○議長 横尾 武志君**

教育長。

**○教育長 中島 幸男君**

ただいま町長がああいうふうに答弁していただいて、大変ありがたいと私たちも思っております。今年の様子を見るって、暑さは大変でございますので、町長もおっしゃいましたように扇風機をリースでお借りして、そして製氷機をつけて、熱中症対策には万全を期したいというふうに思っております。そうは言いながら、一方ではその環境問題、電力問題、電力消費の問題、これは地球規模の問題です。そちらのことで、教育環境を整えた中で、子供たちにいい教育をさせてあげたいと、非常に悩ましいことでございますけれども、町長もあのようにおっしゃっていただきました。ぜひ、そういう意味で検討させていただきますというふうに思っております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

中間市もですね、当初は扇風機で対応ということでから、扇風機の導入を決めていたそうなんですけど、やはりこの状況の中になっていったんじゃ、やっぱり扇風機だけじゃ無理だろうということで、エアコンということになったそうです。芦屋町も、本当に教育日本一を目指すなら、やはり

教育環境を十分に整えることを本当に積極的に行うことを望みまして、私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ここでしばらく休憩いたします。

再開は11時10分から行います。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、4番妹川議員の一般質問を許します。

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

議場内の皆様、おはようございます。4番妹川です。

一般質問通告書に基づいて進めて行きたいと思います。

要旨というところで、平成22年度特別養護老人ホーム50床枠に関して「M事業者による建設予定地の地番はどこか」とNPO法人ニューオンブズマンが芦屋町情報公開条例に基づいて公開を求めたが、町は黒塗りにして非開示にしております。

そのため、NPO法人ニューオンブズマンは不服申し立てを行いました。町の回答は同じく黒塗り。そこで、NPO法人オンブズマンは平成25年6月、福岡地裁に訴えていましたが、本年3月19日に公開を命じる全面勝訴の判決が下りました。つまり町の全面敗訴です。しかし、町は福岡高裁に控訴しています。その点について、質問をしていきます。

①町が黒塗りにして、非開示にしなければならない理由は何ですか、ということでもう行きたいと思います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、情報を非開示とした根拠を説明いたします。

芦屋町情報公開条例第6条第1項第2号に「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することによって、当該法人等又は当該個人に不利益を与え

ることが、明らかであると認められるもの。」とあります。

開示請求のあった情報、具体的には、特別養護老人ホームの整備予定地の地番については、NPO法人ニューオンブズマンによって、24年11月28日に情報公開請求がありました。この情報公開請求に対しては、24年12月5日付で町は非公開の決定を下しました。

このことにより、NPO法人ニューオンブズマンは、芦屋町情報公開条例第11条に基づく異議申し立てを25年1月25日付けで町へ行ったため、町ではこの異議申し立てに対し、同条例第12条に基づいて、第三者機関である芦屋町情報公開審査会へ審査を求めました。

芦屋町情報公開審査会では、審査を行った結果、25年3月15日付けで結論が出され、非開示が妥当と判断されました。

芦屋町情報公開審査会が非開示とした理由は、「一般に競争状態にあつて、自己が不首尾に終わったという事実は、それが公開競争でない限り、他に知られたくないと考えるのは自然です。本件の場合には、高齢者福祉施設の整備という特定の分野の新規事業計画であり、その新規事業計画が他の事業者の計画に劣後したという事実は、当該事業者にとって不名誉であるだけでなく、当該事業者の事業の将来につき、利用者に不安を与える恐れがあると考えられる。」としました。

このように、芦屋町情報公開審査会では、整備予定地の地番の公開が、事業者の不利益を与えることが明らかであるとし、芦屋町情報公開条例第6条第1項第2号に該当すると判断したため、非開示としたものです。

また、福岡県でも、不採択となった事業者の事業者名や整備予定地の地番、住所、計画内容等は非公開としていることなどが理由です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今、るるですね、まあ簡潔に説明していただきたいんですけども、そういう、その事業者の不利益に繋がるとか、私も、いろいろな意味で、情報公開請求したことがあります、以前にですね。そうしますと、社会的信用や名誉が傷付けられるというようなことで、非開示になる場合があるんですけど、たかが地番ですよ。そのM事業者が建設予定地区の田屋地区の、そのどこで建設予定地区ですかという地番を教えて欲しいという請求に対して、なぜ非開示にしなければならないのか。もうそれは今お答えになりましたからよございませうが、じゃあその非開示にする決定は誰がするのですか。

それと、情報公開審査会というのは、どういうメンバーがおられるんですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

情報公開審査会は、町のほうが委嘱しております。弁護士とかあとはそういった法律に詳しい方、大学の教授とか、あとは住民の方を交えて、一応現在は7名で構成しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

その事業者のですね、その保護とか社会的信用とかおっしゃいますけどね。現に24年度は田屋地区を建設予定地にして、事業者がおられますね。また同じく柏原地区を建設予定地とした事業者の2者は、協議事項や留意事項に基づき、総会を開催しているんですよ。それから、25年度もしかり。三軒屋地区を建設予定地としていた事業者も総会を開催し、地番と場所すら知られているわけですよ。広く。

じゃあその3者とも不受理になったり、また落選したり最終的には25年度は不採択になりましたね。でも、当該事業者の社会的信用や名誉が傷つけられていますか。いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

その件については私どもが判断する立場ではないと考えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

総会が開かれていないから、地番がわからないんです。でも、役場のほうは総会が開かれていると。そういう会議事録もあるということですから、その点についてはまた説明お願いしたいのですが、②ですね、田屋地区の説明会議事録は存在するのですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

22年度の事業計画の申請において、事業者は建設地域での住民説明会議事録を提出しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

提出はしているということですね。では、前回も質問いたしましたが、その提出しているいわゆる会議録はある、総会は開いているということであれば、平成22年の何月何日に提出しているようになっていますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、何月何日に提出ということで、日付は覚えておりませんが、22年のいわゆる事業所の提出期限内、この中で同時に提出されています。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、一方的にですね、そのM事業者、田屋地区で建設予定地のM事業者が提出しているということでもいいんですが、じゃあ総会が開かれているとするならば、その当時の区長や組長さんに平成22年の6月の締切日の前に総会が開かれているというふうにM事業者から提出されているけど、本当に総会を開きましたか。というふうなことを確認しましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

以前の答弁にも述べさせていただいたんですけども、これは県に確認した事項なんですけれども、町が受理しますというときに一つ一つ事実確認をするんですかということは、県のほうに確認させてもらっています。そこまでは必要ないですよ。いわゆる書類審査をそっちのほうでやってください、書類の確認をしてくださいということです。書類の確認に留まったと思われる。当時はですね。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、今年の3月にそのような質問をいたしまして、それについて確認したかどうかは、私は述べることはありませんと。その当時の課長が藤崎課長ですからね。それで、その辺について



はよく検討してくださいと。もしここで、課長に質問できるものなら、課長、実際に確認されたかどうかということ質問していいものであるならば、質問したいし、今年の3月からこの6月に至るまでに、このようなM事業者からそういう会議録があるということですが、実際にその当時なさいましたか。というようなことが、私の質問からしてですよ、確認するべきだと思うんですが、その辺はされましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今の質問の意味をもう一度確認させていただきたいんですけども。あの会議が開催されたかという先ほどと同じ質問といういことで理解していいんですか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

その当時はですね、平成22年の6月に会議録が出されたでしょうけれど、県に問い合わせして、それは書類の受理だけで結構なんだというような言い方をされましたが、私の3月議会の質問からですね、今日に至るまでにそのM事業者からの会議録が提出されているという一方的な判断であなたはそう言っているけれど、3月議会から6月議会、きょうの間までにですね、その当時の区長さんに、ないしは組長さんに確認をされましたか。いわゆるこういうような会議録が出ているんだけど、その当時総会を開きましたかということを確認に行かれましたかと聞いている。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

区長、組長さんには確認に行っていない。その必要がないと考えるからです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

非常に不可解です。その町の姿勢が、そういうことを私のほうから問われているんですから、本来ならば、そういう会議録が出ているということであれば、その当時、22年度は行かなかったとしても、今問題にしてるわけですから、それについては当然、一方的な考え、一方的に出たものではなくて、それをやはり確認する必要があるんじゃないんですかと問うておりますが、それについて答えてもらえませんが、次に行きます。

③ですね、隣接地権者の同意書は全て存在するのか。ということについて、お答え願います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

22年度の事業計画の申請において、事業者は隣接地権者全員分ではなく一部の同意書が欠けていたものの、隣接地権者の同意書を提出しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

県の留意事項、協議事項や注意事項、町の注意事項によれば、隣接地権者の同意は同意書は必要であると。そういうふうになっているけれども、全てではないけれど同意書はあると。じゃあ全部ではないということを町自らが認めたことになりましたが、そういうようなことでよろしいんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、あの妹川議員一点言われましたけれども、町の要項にもあるということでございましたけれども、この22年度当時につきましては、町は要項をつくっておりませんので、町の要項にはございません。

それから22年度の公募は、今言いましたように、芦屋町独自の公募要項は作成しておりません。福岡県の整備方針に基づいて事業者の選定を行っています。また、当時の状況も確認しましたが、芦屋町では2年度のまつかぜ荘以来の特別養護老人ホームの整備であること、それから、福岡県の整備方針に基づく書類を作成する必要があることから、事前に事業者に対し、福岡県と調整を行って協議書を提出するよう指導していました。

申請事業者は、必要な書類、それから書類の作成について福岡県と調整をしたうえで芦屋町へ提出され、芦屋町としては、福岡県と事業者間で調整済みの協議書について受け付け、必要な書類が揃っており受理したものです。

その後、芦屋町から福岡県保健福祉環境事務所に町の意見書を添付して協議書を提出し、福岡県による書類のチェック、ヒアリングも受けましたが、何ら問題などは指摘されませんでした。その後も、福岡県の書類の不備に関する指摘や問い合わせもありませんでした。

なお、福岡県の22年度高齢者福祉施設等の整備方針における協議に当たっての留意事項にお

いて……

○議員 4番 妹川 征男君

議長。私は……いいですか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

これ、③だけ質問しているんですから、長々と言わなくて結構ですよ。

議長いいですか。私、いいですかね、議長。

○議長 横尾 武志君

何。いや、最後まで言わなわからんですよ。

○議員 4番 妹川 征男君

いや、そういう説明はしなくていいです。私が質問しているのは③でいいですよ。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 横尾 武志君

いや、そやからね、県は県と打ち合わせて受理したんで、芦屋町はそのなんというか、いらんということを使いよるわけやろ。（「いや、いいですか。」と呼ぶ者あり）

○議長 横尾 武志君

もう終わったの。

○福祉課長 吉永 博幸君

あの、議長よろしいですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

妹川議員の二つ目の質問に答えているつもりです、最初の質問につきましては、最初、答弁終わりましたので、今は二つ目の質問に対して、（「③ですね」と呼ぶ者あり）なお、福岡県の22年度高齢者福祉施設等の整備方針における協議に当たっての留意事項において、福岡県は、「協議に必要な書類の添付がない場合は、協議を受け付けないので十分注意すること。」とあります。福岡県は、芦屋町から提出された協議書を受理したうえで審査し、不採択と決定したことは、その前提となる必要な書類の添付など手続き上の問題はなかったと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私が質問したかったのは、町がですね、全てではないが、隣接地権者の同意書は全てではないが、ということですから、それで全ての隣接地権者の同意が必要じゃなかったんですかと聞いているわけですね。そのときにあなたがおっしゃったのは、芦屋町には留意事項、協議事項は作成しておりませんので、だからそれについてはうんぬんと長々と話をされましたけど、じゃあ県はどうなっていますか。県はこう書いてあるじゃないですか。建設予定地の地権者の隣接地の地権者、道路や水路等を隔てた土地の地権者を含む及び水利権者の同意書並びに建設予定地の関係区民の住民に対する説明の議事録があること。建設予定地の隣接地の地権者、これが必要であると書いてあるじゃないですか。それをなんでごまかしたような答弁をされるんですか。どうですか。これは全ての隣接地権者の同意書があるんですよ。それを、あなたは、全てではないがどうして自ら自分の留意事項、県の留意事項を違反していることを認めていることになりませんか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

先ほど福祉課長が言ったとおりでございます。事前に福岡県とよく調整をしてくれという話を事業者としております。その中で出てきた書類でございます。福岡県もこういうふうに出ております。協議に必要な書類の添付がない場合は、福岡県としては協議を受け付けられないので十分注意すること。こういうふうに出てあります整備要項の中に。にもかかわらず、福岡県は受け付けております。受理しております。そして審査をしております。結果不採択ということになりましたが、そういうことで福祉課長は答弁した。このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

その件についてはまた町長に質問出しますので。

なぜ、控訴したのですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、隣接地権者などへの妨害行為によって、事業者に不利益が生じることが明らかたためです。整備予定地の地番を公開することによって隣接地権者が特定でき、妨害行為が行われる恐れがあるのですが、第一審では、妨害行為をする蓋然性は証拠上認めるに足りないとされました。

しかし、町が情報公開請求のあった整備予定地の地番の非公開を決定した24年12月5日の少し前、25年度整備事業の受付期限としていた24年の11月9日頃ですが、隣接地権者への妨害工作が行われていた事実があります。これは、一度同意をした隣接地権者に同意を撤回させることを、組織的に巧妙に行っている非常に悪質な事件です。また、この妨害行為を行った仲間が、別の方の所にも行き、特別養護老人ホームの建設に反対するよう働きかけたり、また、ある人は、電話で建設に反対するよう執拗に迫ったことも確認ができています。これ以外にも、妨害行為が行われた証拠を裁判所へ提出しています。

今回の裁判の前提となった芦屋町情報公開審査会への異議申し立てに及んだ開示請求は、24年11月28日に行われています。

隣接地権者などに対する妨害行為があることを考えると、事業者はできるだけ地番を特定しようとするはずであり、当該事業者は現に地番を公開していませんし、公開することも望んでいません。

そもそも、被控訴人の情報公開請求は、最初はどこに施設を設置するかであったので、町は、設置予定地の位置図は公開しています。しかし、被控訴人は、建設位置は承知したが、設置予定地の地番を明らかにしたいため、同じ案件で新たな情報公開請求を行ったものです。これが裁判の始まりです。

このように、土地の地番情報を公開することで、先ほど述べたとような妨害行為の恐れがあり、事業者の不利益に結び付くことが、この当時の状況から明らかであることが控訴理由のひとつです。

次に、第一審が、設置予定地の情報の性質を誤って判断していることです。第一審では、設置予定地の情報の性質について、第三者が調査することによっておのずと明らかになる性質の情報と認定し、判決を導き出しています。しかしながら、それは前述のとおり事業者は地番を公開しておらず、事実と違うことは明らかです。

このことは、22年度の設置予定地の地番がわかってないからこそ、被控訴人は、この情報開示請求を行っていることが証明しています。

また、第一審では、積極的に公開するかどうかはともかく、いずれ公開されることが予定されている性質の情報に当たると判断していますが、法務省本省情報公開審査基準では、公にすることが予定されている情報とは、将来的に公にする予定のもとに保有されている情報と定義され、第一審の判断とは誤りと言わざるを得ません。

このように妨害行為が行われることが予見され、このことにより事業者は不利益を被ることは明らかであり、さらに情報の性質についても認定が誤っており、第一審の判決を不服として控訴したものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

裁判を、行政訴訟をされて、そして、今のような事由で公金を、税金を使って控訴するような内容ですか。もともとですね、このM事業者は総会をあなたは開いていると、そういう会議録はあるというようにおっしゃってますけど、田屋区民は誰も知らないんですよ。どこで建設予定地M社はやろうとしたのかわからないんですよ。なんせ総会を開いていないんですよ。だから、そういうことであるなら、元の区長さんのところにどうなんですか。元の組長さん3名いらっしやいますけど、聞いてみたらどうですかと。そうすれば、その会議録があると言うのは捏造文書になるんじゃないかと、わたしは前回言ったんですね。偽造ではないかと。そういうことは思われますよ、考えられますよ。確認をしてくださいよ。裁判所でもこれ、言われると思いますよ。こんな文書が出ているけれど、その当人の元区長や組長さんの確認をとりましたかと言われると思いますよ。私はそれを危惧します。

それで、このような事態になったことについてですね、その町の説明責任はどうなっているのかなど。例えば、先日ですか、昨日の行政報告においてもるですね報告されましたが、このNPOから行政訴訟を受けたこと、全面敗訴したこと、また高裁に控訴したことなどが報告されていませんでしたが、これについては報告をしないでよかったのでしょうか。町長。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今控訴中でございますのでですね、特段、公開、行政報告。行政報告する必要はないと私は思っております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ボートピア勝山の件については、芦屋だより、広報あしやについてはですね、ボートピア勝山からですね、行政訴訟ですか、地主の方からそういう行政訴訟等行われていますとですね、簡単ではありましたが、説明責任を果たされていると思いますが、ぜひ広報あしやにですね今までの経緯、なぜ行政訴訟をされたのか、なぜ全面敗訴したのか、それについて税金を使って控訴しておりますという程度のものは広報あしやに出すべきだと思いますがいかがですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

まだ裁判中ということです。私どもはこの第一審の判決を不服として控訴したということで、終わっておりません。継続中です。したがって、広報にまあそういう内容のもので、広報する必要はないとそういうふう考えた次第です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ5番目に行きますが、24年度、25年度、26年度の芦屋町顧問弁護士費用予算は確か60万円と思いますが、それに加えてですね、特別養護老人ホームに関する事象の支出金額は各々いくらか。そして総合計金額はいくらかお答えください。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

特別養護老人ホームに関するものに限りお答えいたします。24年度につきましては、高齢者福祉施設創設協議及び介護福祉施設協議等の取り消し及び義務付請求事件に対する弁護士委託料が36万150円。業務妨害行為差し止め請求事件に対する弁護士委託料が10万5,000円。25年度については、高齢者福祉施設創設協議及び介護福祉施設協議等の取り消し及び義務付請求事件に対する弁護士報酬が83万,930円。文書非開示処分取り消し等請求事件に対する弁護士委託料が36万,150円。文書非開示処分取り消し等請求控訴事件に対する弁護士委託料が18万075円でございます。総合計金額は、183万6,305円でございます。

なお、26年度につきましては、現時点では支出がございません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

年度当初の予算は60万円ということによろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

顧問弁護士として契約しておりますので、それは年間60万円でございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

私はですね、芦屋町が留意事項を遵守し、適切な行政指導を行っておればですね、このような裁判沙汰にならなかったはずなんですね。私はそう思うんですよ。まあ税金の無駄遣いでもあるし、また入所待機者に対する背信行為ではなかったのかと。いうふうなことを考えます。例えばですね、もう今お話しましたように、22年度の場合は田屋地区の総会議事録の確認。そして隣接地権者の同意書の確認を怠ったこと、それを県がとにかく処理を受けて、それを県で確認すればいいというふうに言われますけど、やっぱりそういう提出された場合にちゃんと確認をすべきではなかったかと。

また25年度の場合は、建設予定地周辺の隣接地主から同意がとれず、つまり反対されている方がおられるも、三人いらっしゃいましたから。建設予定地の地主が分筆し、町はそのなりすまし同意書を提出したものを確認もせず受理したこと。また耕作者の同意書が必要であるにもかかわらず、受理したかどうかはわかりませんが、そういう不適切な書類と知りながら受理したのではないか。しかも隣接地権者の同意書の地番の間違いをチェックもせず、事務上のミスであったと平然と悪びれもせずですね、回答するなど。隣接権者の尊厳を侵害するこのこういう姿勢は断じて許せない、許されないと思うんですよ。どうですか。

それでですね、次に行きますけれど。25年度特別養護老人ホームの公募手続きについて、25年度、80床の枠に関して三軒屋区を予定地としていた事業者から、隣接地における耕作者の同意書は、町は受理していたのですか。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

土地利用者の同意書につきましては、提出していただく必要がないために受理しておりません。

その理由について説明します。25年度の整備において福岡県が示した整備方針では、土地利用者の同意書は求めています。しかしながら、町の協議要項において土地利用者の同意書を別に求めたのは、福岡県の整備方針を補完する目的としました。

これは、登記簿で確認された隣接地権者に同意書を取得することと同じ考え方です。この隣接地権者の土地に地上権等が登記簿に設定されておれば、第三者に強く権利を主張できます。このことから、登記簿で確認できる権利をもつ土地利用者の同意書を求めたものです。

以上です。



○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

こんな留意事項をですね、町の留意事項、今県の留意事項を補完したものであるということですが、そういう書類を公募、ホームページにも掲載しておきながらですね、そんなところろろ変えていいんですか。この24年度、25年度については隣接地権者の範囲は道路や水路等を隔てた地権者も含むこと。また、隣接地権者で土地所有者と土地利用者が同意しない場合は、両方の同意を得てください。わざわざ書いてるじゃありませんか。そして、分からないときは、不明な点は福祉課へご確認ください。と、こういうのがホームページで出ているわけですよ。それを県から言われたからこれは必要ありません。それはどうしてこうなったんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町の協議要項を作成するのは、町の裁量で決定します。ただ、26年度につきましては、また記載してないんですけども、県として必要ないですよ、提出していただく必要ないですよということでしたので、26年度から削除したということです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ええ、確かに全員協議会で、平成26年度については、そういう耕作者の同意は要らないというようなことを説明されまして、ホームページにもそう載ってましたね。じゃあ24年度、25年度については、芦屋町は補完という意味かも分かりませんが、耕作者の同意書は必要であるということは明記されておりましたですね。どうですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

25年度のための明記です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

24年度はなかったんですか。24年度。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

24年度整備分につきましては、ございません。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

なぜ25年だけそのように耕作者の同意書が必要であると掲載されたのですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは福岡県と調整しながら、県の意見を参考に町として協議要項に載せたものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

今の土地の耕作者っていう話がありましたが、正式に私どもが要項に出したのは土地利用者ということですか。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ最終的に必要ないと判断されたので、耕作者いわゆる土地の利用者ですね。隣接地権者の土地の所有者とその土地を利用している利用者。まあ私は耕作者というように。それは、もう受理していないんですね。結局。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

提出していただく必要がないため、受理しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういうことであるならね、前回の3月議会で裁判中だ、係争中であるからお答えできませんとかね、そういう私、議員、ないしは議会をその軽視する発言は止めて頂きたいんですよ。そんなことが分かっておればですね。

はい、じゃあ次に行きます。

②町長のいう町の事務委託とは、どういうことをいうのですかということで、質問をするわけですけど、この12月、3月議会ですね、3月議会にこのようなことを言われました。

3月議会ですね、これ12ページお持ちかわかりませんが、このような22年度の分なんですけれど、こういう会議録も提出されているとか、私は捏造文書ではないかとかそういうふうにも思われるとか、それから、そういう全員の隣接地権者の同意ではないが、とかですねそういうような形で、なぜこのような不適切な書類を受理したのですかという質問に対して、また加えて、22年の6月29日にまた町長が意見書が提出されて、そのM事業者を推薦されました。

ということで、町長はですね、とにかく県は提出してください。書類は提出してくださいと。あとは県が判断します。審査しますと。書類はある程度あればいいんですよ。あとは県が審査をして、県が決めるんですよというようなですね、何かこう無責任といいたいでしょうか。そういうように感じたものですから、この意図をですね、お聞きしたいんです。

というのがですね、こういうふうになってますね。これも関連しますが、平成22年度の4月21日に福岡県保健医療介護部長は各市町村殿に平成22年度高齢者福祉等の整備について通知の中に、3番目はですね、施設の整備を計画している者と。これ、M事業者ですね、十分な協議を行い資金計画用地確保の見通し、役員構成等について適切に審査すること。そして、1番目には施設の建設に対する地元住民の意見等をよく踏まえてと、こういうようなことが書かれてあるなかで、町長はですね、とにかく出してください。ある程度書類があればいいですよ。なぜこのような答弁をなされたのかなというふうに思いますので。答弁をお願いします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

たまたま私も今おっしゃられた議事録を持っていますので、ちょっと私のほうから、ちょっと変わったこと言われましたので、正確に読ませていただきます。「25年度はふたつありましたよね。そして芦屋町の選定委員会で一者が選ばれました。その一者を県に出したらその業者も不採択になりましたということで、ええ何が言いたいかと言うと、県はとにかく出してください。と。出しました。そして県が審査して不採択。そのことをその中身をいろいろ精査されているようです。

が」これが正確な議事録ですよ。出してくださいというのが、もう何度も私、妹川議員に話していますよね。これは県が決定権を持っておると。

先ほど福祉課長からもずっと話してますよね。22年度の状況。町は結局、何を事業者に言うかということ、まず、県に行っているいろいろ相談行ってくださいと。情報は県からもらってくださいと。そして、その書類は福祉課長も言ったように、県とこう相談するんですね。チェックしたり、なんたり。そして、その県の結局、町が預かる。預かったら、もうこれも私も何度も言いました。担当にはわからないことがあったら、すぐ県に連絡しなさい。法律的なことは弁護士に相談しなさい。それをもって結局、県がチェックが終わって、県とのヒアリングも終わって、それを県に出しました。

先ほど副町長が言いましたように、県は書類の不備があれば受け付けませんよと。でも全部受け付けてるんですよ。いろんな事をいろいろこう言われましたけど、その中で審査をしたということやから、とにかく、今、妹川議員の質問で、とにかく出しなさい、出しなさいと言うのは、いろいろ聞くわけですよ。こっちが。まあとにかく、わかったから出しなさいと。そういう説明をしたつもりでございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

わかりました。とにかくこれ、私は22年度のこと問うておりました。今24年、25年ではありません。とにかく県は提出してくださいと。書類は提出してください。あとは県が判断しますと。審査しますと。審査するのは先ほど読み上げたように福岡県の協議事項に基づいて、町は当該事業者と十分に審査をしなさい。こう書いてあるわけですから、それを県に、書類を出して、県が審査をするのではなくて、町が審査をしなくてはならないというふうに考えております。

それで、もうひとつですね、福祉課長にお聞きしたいのですが。

私はですね、こういうふうに質問して、このように回答されていますね。

事実は、協議書が県のほうに提出され、県として協議書が受理されているということだけでございます。これは、どういう意味ですか。なにかしら芦屋町が協議書を受け取っていないような意味合いが取れたんですけど、これはどうなんですか。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

事業者から芦屋町へ協議書が提出され、そしてこの協議書に意見書を付して福岡県に提出した

ということです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

はい、わかりました。であればそういう協議書を町が受理して、受理する前に十分にそういう福岡県の協議事項の審査に基づいて審査した上で、県に出すべきではなかったのかなとそういうふうに私は考えます。

---

---

---

---

○議長 横尾 武志君

---

○議員 4番 妹川 征男君

---

○議長 横尾 武志君

---

○議員 4番 妹川 征男君

---

---

---

---

---

---

---

---

○議長 横尾 武志君

---

○議員 4番 妹川 征男君

---

---

○議長 横尾 武志君

---

○議員 4番 妹川 征男君

○議長 横尾 武志君

そやから、このアンケートのことを言いたいんでしょう。

○議員 4番 妹川 征男君

はい、次に行きます。

○議長 横尾 武志君

アンケートのこと言っとるんやから、それを言ってください。

○議員 4番 妹川 征男君

はい。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

まあ、そういうことを報告しておきたかったと思います。

では、時間も間近に迫ってきておりますが、住民アンケート結果は住民参画まちづくりの理念に沿って、住民にどう返して、どう生かしているかということについて、質問をしていきます。

今、この住民参画まちづくりという理念に沿ってですね、私は芦屋町の町内を歩いてみますと、「妹川議員、今いろいろなアンケートがとられている。このことについてアンケートの集約結果を全然報告してくれない。また、この4番目の老人憩の家利用者のアンケートを出したんだけど、その結果も報告されていない。巡回バス利用状況アンケートについては、今現在アンケートをとられているんだけど、どのようになっていくんでしょうか。」また自治区活性化アンケートについてもですね、ある区長さんから説明もありました。そういう意味で私は町民の皆さん方が、やはり誠意をこめてアンケートを答えた中において、その行政の皆さんが、どのようにそれを理念に従って活かし、そして住民にどう返しているのか。そういう点についてですね、①巡回バス利用状況アンケートについてお話を聞かせていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、巡回バスのアンケートに、利用状況のアンケートについて回答させていただきます。

平成24年3月に策定いたしました「芦屋町地域公共交通確保維持計画」では、町民の日常生

活を支える地域公共交通サービスを持続的に提供していくために、町民の日常生活移動に即した効率的・効果的な地域公共交通を町民・事業者・行政が力を合わせて創り、守り、育てるということしております。この基本方針に基づいて、芦屋タウンバスを山鹿地区に延伸したり、一部ルートを見直して緑ヶ丘地区へ乗り入れたり、JR遠賀川駅でのJRとの乗継利便性を向上するようなダイヤ改正等を行っております。

今回の巡回バスのアンケートにつきましては、芦屋町の公共交通機関である巡回バスの利用実体というものをより把握して、より効率的な運行を目的として実施しております。

今回のアンケートは、巡回バスのルートやダイヤの見直しを行うために、日頃から巡回バスを利用している方並びに、多くの巡回バス利用者が利用されている憩の家、この憩の家は巡回バス利用対象者と同じ、まあ60歳以上ということになっておりますので、憩の家を利用される方にも今回のアンケート調査の対象としております。期間は26年の4月28日から5月15日までの18日間で実施しております。

現在、アンケート調査については、集計中でございます。結果については、アンケートにご協力頂きました、巡回バス並びに憩の家利用者の方に対して、まあ報告会というような形で実施し、巡回バスの利用者に対するご意見を共有することで、より効率的な巡回バスの運行に生かしたいと考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

はい。巡回バス利用状況アンケート、まあある説明ありがとうございます。私はこういう住民の意識調査をやることによって、その対象者である方々の願いや思いをですね、聞き入れてそしてその声を分析されたものをまた、その実施したその住宅環境課ですか。そういう方々がそれをどう受け答え、そしてそれを返していくかということで、集約表を配布し、そして懇親会、懇談会、報告会、そういうことをやりながら、よりよいものができていくと思うんですね。私はこの巡回バス利用アンケートについては、姿としてはすばらしいことだと思います。

2番目のですね、自治区活性化事業アンケートについては、もう事前にお話を聞いておりましたけども、こういう自治区アンケートの結果を見て、区長会でそういう集約したものを配布し、そして意見討論会といたしましょうか、そういうことをなさったと、また今後やるつもりだというようなことをお聞きしていますが、それでよろしいでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今議員が言われましたとおり、自治区30区の区長さんを対象にしてやり、3月の区長会のほうで報告をし、今後検討していくことという形でありまして、区長会を始めとして勉強会等も行っていこうという形で進んでおります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

時間がありませんので、ちょっとはしょっていきます。

次ですね、福祉課のほうにお聞きしたいんですけど、この老人憩の家利用者実態・意向アンケートということでですね、最近いただきました。そしてまた、社協にも行きました。そうしますと、平成25年の2月20日から3月10日にですね、アンケートをとられて、そしてこれくらいの立派なですねアンケートを社協が集約し、しかも分析までされて一覧表ができあがっております。平成19年にもですね第1回ちょっと内容が、項目が少し違いますがやられています。そして第2回は平成22年度もすばらしいものができてあるんですけども、こういう問題について、先ほどの巡回バス利用、住宅環境課の方のようにですね、この資料を配布し、まあ1カ月ほどまでに私が2回福祉課長に言ってなぜこれ配布しないのかということで、強く言いましたところ、1カ月ほど前にこの第3回目のものが、今三つの憩の家に配布されていますが、今後そういう利用者の方々、アンケートを答えた方々等共にひざを交えて報告会をするお気持ちはありますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

活用なんですけれども、あの19年度、22、25というように、社会福祉協議会のほうでアンケートを実施していただいたんですけども、この結果が25年度アンケート結果に反映されているかなと思うんですけども、あのサービスの向上、それから管理人の対応力の向上、こういったことをずっと、主にサービスの向上ですね。そういったことに対して、改善資料として主に用いました。それで25年度は管理人のサービス向上ということで非常に高い評価いただいております、そういう今までは内部活用ということをやっておりましたので、利用者との直接お話というのは今後の課題というふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君



妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私的なことですが、山鹿風呂にですね、月に10日以上行っております。非常に健康によございますからね。だからここの憩の家のアンケートを見ますと、本当に健康なこと、それからコミュニケーションのこと、健康維持のこと、しかも地元の方が非常に多いということ。その中にあってやはり建てかえをした場合には、100円ならなんとかいいけど、300円だったらほとんどの方が入浴されないとか。いろいろな意見があるわけですが、だから、福祉課とすればこの40年近く経った建物を度々修理をされておりますね。だから、大掛かりな修理にするのか、建てかえを目指すのか、まあいろいろと試行錯誤しながら、悩ましい問題だと思いますが、しかしながら、こういうアンケートをとった以上はですね、先ほどの巡回バス利用のようですね、答えた方にはせめてですね、そういう集計の説明、報告はやっていただきたいというふうに思います。そういうことを私は、入浴利用者の方から強く求められておりますので検討していただきたいと思います。

それで、私が思うにはですね、このアンケートは何のためにするのかと。町民意識調査は、最終的な意思決定までには6段階のプロセス、こういうものがあると思うんですね。まずは、問題と調査目的の明確化に始まり、そして調査計画の作成し情報の収集、情報の分析、そして調査の結果の提出、そして意思決定とこういう流れがあると思います。ただ漠然ととればいいということではないんですね。まあそういう意味では今後ですね、まだ私がアンケートを知ったのは4点だけですけれど、まだほかにあるかもわかりません。

今後、そういうようなアンケートを取られるときには、そういう気持ちでとっていただきたいなということと、私、お願いがあるんですが、やはりアンケート結果はまず、1番はですね、アンケート結果は集計表を報告するなど公表し、広く意見を求めること。ましてや、アンケート、回答者の意見交換会を催すこともひとつの方法です。そして、その町民の更なる声を反映した中で、計画と実施をまとめあげていくことが大事だと思います。町民も議会も、そして執行部もですね、住みよい街づくりを進めていこうと言う意味のアンケートだろうと思いますから。そして、私はもうひとつですね、②ですけどね、アンケートの様式を議員に配布して欲しいんです。その議会事務局のポストの中に入れておけばいいわけですから。なぜかといいますと先ほども言いましたように、町を歩くときにですね、こういうアンケートが出てますが、こういうアンケート出しました、議員さんは知ってありますか。いやあ知りませんと。これは恥ずかしいことですよ。そういう意味で配布して欲しいと思います。

そしてまた、町民の声を生かしていくためには、そういう町民の声もあるわけですから、議員の役割は町民の負託を受けた議員のその町民の願いや不満、不満といたしまししょうか、声を行政に

上げて、その声を十分に議会、執行部の方々はですね、担当課の方はそれを吸収していただきたいと。ぜひですね、上記のことから町民、議員、町とが互いに情報を共有し、よりよい政策の実行ができるのではないかとこのように考えております。いかがでしょう、町長の見解を問います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まあ時間があまりなかったんでしょう。1、2、3アンケートをざっと言われましたが、いろいろなアンケートを取るわけですよ。たくさんあるわけですよ。それで、その中で、アンケートをとられた方を呼んでですね、いわゆる懇談会というのは物理的には無理ではないかなと思っております。しかし、案件によってはですね、案件によると思います。

この老人憩の家というのは今、施政方針にも私は述べております。老朽化により、建てかえをしなければならない。しかし、それについていろいろなご意見もあるであろうと。町民の声では一カ所に集約したらどうかという声。従来どおり近くにあったほうが良いから、小学校区に一つずつ欲しいというような、いろいろなご意見ございます。まあそれはですね、決してあのほごにしておるのではなく、担当課がそのアンケートを集約して、その会議等やるやっております。まあ今言われたように、行政はいろいろなアンケートをとっておりますので、ひとつひとつその説明会なり懇談会するというのはちょっと物理的には無理かと思っております。

以上でございます。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあこれで私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

---

---

---

○議員 4番 妹川 征男君

---

○議長 横尾 武志君

---

○議員 4番 妹川 征男君

---

○議長 横尾 武志君

---

○議員 4番 妹川 征男君

---

○議長 横尾 武志君

---

---

以上で妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。

再開は13時30分からいたします。

午前12時11分休憩

.....

午前13時30分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

次に、5番、貝掛議員の一般質問を許します。

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

5番、貝掛でございます。

きょうはですね、変化球を使わないよう、極力、直球勝負で一般質問通告書どおりに進めていきたいと思っております。

それで、まず、先ほど自民党の大家敏志参議員のほうからお電話がありまして、本日2時半より、参議院の文部科学委員会において、安倍晋三同席のもと質疑があり、おそらく、きょうですね、委員会可決。そしてあすの10時から参議院の本会議で法案が成立するという見込みという報告を受けました。

それでまず、教育行政についてでございますが、午前中の川上議員の質問を私もお聞きしておりましたけども、あす成立といっても、まだ確定されてないということで、答えられないところがあるかもしれませんが、一応通告書に従いましてご質問いたします。

教育委員会の制度ですね。地方教育行政法。これの改正により、首長の権限が強化され、首長がかわれば教育方針も変わると、このような懸念が想定されますが、町長、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

はい。それでは、貝掛議員みずから言われましたように、午前中、川上議員が同じ質問されました。貝掛議員言われているように、あす、参議院で可決するであろうということではありますが、まだ決定はしておりませんので、午前中の答弁と変わらないわけでありますので、その分は省かせていただきます。

なお、付け加えますならば、川上議員のときにもお話したように、可決はしてもその後も文科省でいろいろもまれるわけでございます。そして、省令がおりてくる。県は県でまたおりてきたらそれなりの指針が県から示されるということも、お話させていただきました。

まあ、可決しておりてきててもですね、首長がかわれば、教育方針が変わるというように、新聞もいろいろな各紙の書きぶりは違うんですが、大体そのような内容のマスコミ報道であるわけでございますが、しかし、これはその法律の執行の仕方だと思うんですね。教育が早々首長がかわって、ころころころころ私は変わるような非常識なことはないと思っております。ただ、今現在ではこれまでしか言えません。また、あのおりてきましたらそれなりの答弁はできようかと思っております。

それから、もうひとつ付け加えさせていただきますならば、この法律の執行は来年の4月1日ということであるわけで。どう考えても、あす参議院通って、はい、来年の4月1日からこのとおりやんなさいということは、誰が考えても無理な話であるわけであります。そこにはやはり経過期間というものがあるかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今、町長からご答弁ありました。また、川上議員のときも答弁させていただきましたが、いま一番、貝掛議員が心配されているのは、首長がかわったら変わるんじゃないかというところだろうというように思っています。私たちも一番、まだ正式に決まったわけじゃないんですけど、今まで報道された中身から見ますと、やはりずっと一番心配するのは、さっきも申しましたが、教育の中立性だとか、継続性だとか、安定性というところを一番問われている。それで、首長がかわると、そこらがどうなるんだという話でございますけれど、首長は4年に1度町民の審判を受けるわけでございますから、まあ町民の方々はその首長の姿勢について審判していくんだらうと。

私たちも、先ほど町長おっしゃっていただいたように、総合教育会議ができています。そこがやっぱり一番のキーになるだろうと。そのなかで、どういう教育を議論していくか。国では第2

期教育振興推進計画を立てまして、それに基づいて県もつくっております。芦屋町もそれに基づいた形で教育推進計画を立てていまして、毎年やっておるわけです。そこらとの、その首長とのそのご意見、どう戦わしていくかと。こういうことございますので、基本は、町長もおっしゃっていただいていたように、芦屋町の子供なり、生涯学習なり、町民の方々がよりよい生活と言いましょうか、将来、子供という意味では、将来立派な大人になっていくような教育をどうして進めていくかと。その一点にかかっていると承知しておりますので、今後ともそういう観点から首長部局との連携を密にとりながら、どなたがなられても、連携を密に取りながら教育を進めてまいりたい、以上に思っています。

**○議長 横尾 武志君**

貝掛議員。

**○議員 5番 貝掛 俊之君**

今の中島教育長であれば、首長の権限が強化されても、しっかりと、教育信念をもって教育行政を貫いていただけたと思います。

私の所見としまして、今回この制度改正、教育長と教育委員長が統合して、新教育長を創設、こういうことによってですね、責任の所在を明確にすること。これは危機管理の面において多いに評価されることだと思います。そして、町長はですね、ますます職責が重くなったわけですが、先ほど常識ある町長が立てば問題ないと言っておりましたけども、そのあたりがどうなのかということですが、今の国の現状でございますけども、実際、政権が変われば文科省の方針も変わるわけですね。その中で、国の教育方針も変わっている。実際現場の先生からすればですね、もう文科省に振り回されているということですが、こういった国の動きというのは、おそらく今後も変わらない。そういった中で、今回の制度において、首長が変われば変わるというようなことがあれば、ますます現場の教育行政に混乱をきたすといった懸念が私にありました。芦屋町において、できる限り一貫した教育をしていくためにも、今回新設される総合教育会議、ここで策定する教育基本構想、この位置づけというものを、しっかり、芦屋町の教育行政のマスタープランともいべきものかと思っておりますので、このあたりしっかりとつくっていただきたいと思っております。(1)についてはこれで終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、2番目でございます。戦前戦後の歴史認識を深めていくために、近代史の授業を充実するべきであると考えているが、町の見解をお尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

教育長。

**○教育長 中島 幸男君**

歴史教育は大変重要なものだというように認識をしております。

今日の国民生活は、国家・社会の発展に貢献した先人によりつくり出された歴史や伝統の上に成り立っているというように認識しております。このような歴史や伝統を大切にして、国を愛する心情や、平和で民主的な国家・社会の進展に一層の努力をしていこうとする態度を育てることが重要であります。現状では、社会科の学習を中心に、学習指導要領や教科書の記述内容をもとに、指導が行われています。このように認識をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

ゆとり教育のときは、授業のコマ数が少ないということで、こういった近代史等いろいろな授業が、飛ばすという形で問題になったことがあるかと思いますが、今、歴史、地理ですね。これ中学生230時間の中で、近代から現代までの授業53時間の授業がありますけれども、これしっかりと53時間授業確保しておられるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

指導要領にのっとりまして、また教科書にのっとりまして、授業を進めております。毎年4月ですかね、1年間の授業日数の調査が文科省からやってまいります。その中で、社会科の時間、その他の教科等、特別課程に関する時間がどういうふうに行われているかということで調査がありまして、これは完全にクリアしていると思っております。おっしゃいましたように、学校週5日制が決まりまして、授業日数が確かに厳しくなりました。そこも含めて芦屋町では土曜日授業を展開する中で、いくらかでも時間数はゆとりができていて、質の高い教育ができたらいいなと。そういう意味で土曜授業も展開しているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

しっかりですね、近代史の時間が確保されているということで安心いたしました。

そこでですね。ちょっと私、学習指導要領をちょっとお借りしてコピーしてきたんですけども、社会科のですね目標。これが、「国家社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産について興味、関心と理解を深めるようにすると共に、わが国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする」と、これが目標になっております。そこで、いわゆる第2次

世界大戦ですね。その頃あたりの指導、解説ですね。どのように指導したらいいかというところを読みますと、「日華事変。わが国に関わる第2次世界大戦について調べるとは。例えば、わが国と中国との戦いが、全面化したことを取り上げて調べ、わが国が戦時体制に移行したことがわかるようにしたり、また、わが国がアジア・太平洋地域において、連合国と戦って敗れたことを取り上げて調べ、各地への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下など国民が大きな被害を受けたことが分かるようにしたりすることである。また、これらの戦争において、わが国は中国を始めとする諸国に大きな損害を与えたことについても触れることが大切である」と。

これ読みますとですね、かなり否定的なんですね。確かにこういったことは事実であると思いますが、また一方で、東南アジア諸国の方は、戦争を私は美化するつもりは毛頭ございません。戦争は絶対しちやならんと思いますけども、東南アジア諸国の方は、欧米列強からの、まあ第2次世界大戦において、日本の進出が東南アジア諸国の方からしてみればですね、欧米列強からの植民地支配からの脱却、これの足がかりとなったと感謝されているわけですが、このように、指導要領に載ってないことを教えると、これは履行義務違反となるのかなと私は思います。しかしながら、やはり、物事というのはいいいともあれば悪いともあるんですね。あの、人間もそうですよね。いいともあれば、悪いともあるし。川の水の流れもですね、きれいな水、これは人間にとってはすごくいいかもしれませんが、魚にとっては濁った水のほうが外敵から身を守るのにいいと。考え方としては、まあ二律背反するようなものが一緒にある。そんな中で、否定的なちょっと悲しいような、記述をするのもいいかもしれませんが、やはり世の中バランスとかが大事かと思います。まあ今後ですね、近隣諸国との情勢、今、非常に陰しくなっていく中で、子どもたちが仮に国際社会に立った時にしっかりと誇りを持って、歴史や伝統を大切に、国を愛する心情で議論できるだろうかと、私は不安に思うわけですが。それと、右もあれば左もあって、どちらかに偏ると視野が狭くなり、物事の本質や対極が見えなくなる。私は、そういう大人に今の子供たちになってほしくないと思っているわけですが。ちょっとここですね、センシティブな面があるので、ここで切り上げさせていただきたいと思います。

続きまして、(3)ですね。平成23年度より学習指導要領の改訂に伴い、小学校でも外国語、英語教育を実施されるが、その取り組みと効果についてお尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

教育長。

**○教育長 中島 幸男君**

外国語教育といいましょうか、外国語活動がまあ確かに平成20年度に教育課程改訂から出てまいりました。現在小学校の5年・6年で対応しているわけですが。芦屋町はまた違ってはいますが。学習指導要領ではそうになっています。この目的が、なぜその外国語活動を入れた

かという話ですけれども、社会や経済のグローバル化が急速に進展して、異なる文化の共存や持続可能な発展に向けて国際協力が求められるとともに、人材育成の面での国際競争が加速していること。まあ、まさにグローバル化している。その中で、どう人材をつくっていくか。とこういう視点がひとつある。

二つ目は小学校段階で、外国語に触れたり、体験したりする機会を提供することで、中学校・高等学校におけるコミュニケーション能力の素地をつくれればどうだろう。こういう話でございます。外国語ですから、何も英語に限ったわけではないんですけども、主流は英語ですね。

それから各小学校において、総合的な学習の時間で外国語活動が始まりました。これも取り組みが各学校、各地域によって若干差があるものですから、そこらも、こういう5年・6年で外国語活動を入れたら、それでいいだろうと入ってきた、三つの大きな目的がありまして。

芦屋町ではもう既に幼稚園から補助金を出して、英会話教室などあってますから。そういう点ではかなり進んでおります。

芦屋町ではALTを2人、小学校のALT、中学校のALTを入れてますから。そういう点では、やっております。低学年、1・2年生では10時間、月1回ですね。それから、これはザックという英語のアメリカ人が担当。中学年、3年生・4年生では20時間、月2回ほどとっています。総合的な時間に、やっているんですが。5・6年生では35時間、これは指導要領どおりで毎週1回とこういう形でやっております。主に、この段階では読み書きはありません。英語活動ということですから、会話、コミュニケーション能力が中心でございます。

そういうことをやっております。成果と課題、成果としては、小学生の段階からネイティブスピーカーといいますか、外国人がやっぱり本物をしゃべるんですから、非常に子供にとっては、アクセント、発声が非常によくなったということと、耳が肥えてきたといいますか、確かに耳がよくなったと。そういうような成果は上がっております。それから、まあゲームなどを通してやっておりますから、そういう意味で気軽に英語を知っている範囲での英語を使っているコミュニケーションができたのと、こういう成果はあります。

課題はですね、教える側にも問題がありまして、小学校の教員は全員がそういう免許をもちろん持っておりません。しかしALTが入っておりますから、ALTが指導助手なんですね。先生が主導して英語の先生、外国人が補助していく。そういう中ですから、指導者側には若干問題が、差があるだろう。得意な先生もいらっしゃいますが、苦手な先生がいらっしゃると。これがひとつ課題だと思っております。

もうひとつ課題はですね。やはり苦手意識を持つ子供がいるんですね、小学校から。小学校から英語に対する苦手意識を持たせるのは非常に、これもひとつの問題があるかと思っております。で、今回その英語活動を義務化しようという動きが出てまいりました。



たけれども、英語はその二つ分かれてまして、確かにそういうふうにグローバル化、早く英語をしゃべらせるのは小さいときからやったほうがいいという考え方と、日本語もしっかりしゃべれん、日本語の意味をわからない子がしゃべることに意義があるのかと。コミュニケーション能力というのはペラペラしゃべるのがコミュニケーション能力じゃないよという言い方もありまして、まさに相反する議論でありますけども、まあそれはそれとして、現在芦屋町ではそういう形で英語活動をやっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

時間がだんだんと差し迫ってますのであれですけど、ほんとにネイティブの子供たちが育てると、非常に実践的なですね、英語教育をされているのかなと思っています。あと、やはり苦手意識の子供、極力こういった子供ができないよう、努力していただきたいと思います。

1個ちょっとお尋ねしますが、芦屋町の英語教育は近隣他町と比べて充実しているのかどうか、そのあたりちょっとお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

直接評価という形になりますと、中学校の英語しか出てきません。小学校はそういう評価はやりませんから。中学校の英語で見ますと、今文部科学省が学力・学習調査をやっておりますけど、これ、英語は入っておりません。数学と国語だけです。福岡県があと社会科、理科、英語をやっております。

それともうひとつは高校入試がありますから、フクトの試験があります。それを見ても、まさに教員によって、非常に高いのもあるし、やっぱりこれ問題ねっていうのもあります。ですからなべて見ますと、例えば今、中学生ですから、フクトの点数どのくらいの位置におるかというですね、これは遠賀郡とか、この遠賀・中間のブロックでは上のほうにあります。しかし、その教科ごとに見て見ますと、英語ちょっと沈んでおるんです。これはもう間違いなく。これは学年内担任、英語の教科担当によって違います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

ちょっと特急でいきます。

4 番目ですね、職場体験等のキャリア教育を実施していますが、キャリア教育の取り組みと効果についてお尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

教育長。

**○教育長 中島 幸男君**

中学校でもキャリア教育という言い方をしますけど、指導要領にキャリア教育という形はございません。特別活動の中で、進路指導という言い方があります。しかしながら、小学校のときからそれはあるわけございまして、小学校では生き方の指導という捉え方をしておりました。

芦屋町ではそれに該当するといいますと、例えば、二分の一成人式。これをやっております、これも自己理解とか自己管理能力を育てていこうと、4年生のときですね。二分の一というものもありますし。節目として生き方をどうやっていくかと。こういうのもひとつのキャリア教育、進路指導というふうに捉えています。

それから、自然宿泊体験活動。これは5年生、これは泊まることで自然体験をする中で、自分の生き方、友達との交流の仕方こういうのもキャリア教育。そういうふうにご大きく捉えておりました、中学生になってきますと、もう進路指導ということでございますから、その中でいろいろな取り組みをやっています。

今、職場体験活動を中学生はやっております、今、2日間行っているようですね。2年生が、今年も間もなく行くと思いますが、四十五、六の企業にそれぞれ2日行っております、体験してもらおうと。その中で、確かにその1番効果があるのはやっぱり、働いている方々が一生懸命やっているというのを肌で感じる。というのが、1番の良さなんです。しかし、課題としてはそれがじゃあ自分の進路に直接つながるか。こういう職業してみたいかというところが、直結する子としない子のふたつに別れていまして、そこらはもういろんな今からの教育の中で、自分の特色を見つけていく、進路選択をしていくそういうことになるんだろうと思っています。

**○議長 横尾 武志君**

貝掛議員。

**○議員 5番 貝掛 俊之君**

実は、学習指導計画、ちょっとお借りしまして、キャリア教育の課題というところで、「中学校の職場体験が形骸化し、さらに実施日数も減少している。単なる体験として捕らえているようだ。小学校としては生き方としての夢、希望、志を語る指導が不十分である。」と。これ、学校の先生方が批評しているわけでございますけども、このことについて私は何も言うつもりはございません。ただ、私の意見としまして、私の思うキャリア教育は、先ほど教育長がおっしゃったように、

小学校低学年、中学年、そして高学年、それと中学校。この4つの段階に分かれているかなど。子供たちにとってのキャリア教育が一番重要なところというのは、小学校の5・6年と中学校。このあたりのキャリア教育をまあ充実するべきではないかと。この、どうしたらいいかということなんですけれども、今、現状ではですね、職場体験が形骸化している。まあこれ何とかしないといけないと思うんですけども、私としては、やはりその道のプロの方とのお話を聞いて対話する。生でお話をする。こういった時間をふやして多くの職業の方と接する機会をつくるべきではないかと思いますが、そのあたり、教育長、見解をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

おっしゃるとおりでございます。形骸化という場合で、ここからは議論の分かれるところかも分かりません。文科省あたりは、その4日から5日せよという言い方をしています。ただそれをやると、授業日数の関係があつて、なかなかうまくいきません。やるとすると、まあ、今頃と夏休みとか。こう分けてやることでクリアしていけるだろうということですが、なかなかその職種によってですね、中学生が4日も5日も来て、使いようがないよという言い方も一方ではありますし、そこらは非常に企業とのミスマッチも若干あるわけでございますけども、これは、いろいろな意味で、さっき申しましたように成果もありますから、子供たちに事前教育を、どういう意図で行くか。それで何を君は育てていくのかということがある意味非常に大事であろうと思っています。ですから、そういうことで、キャリア教育を進めていくし、また、働いている方から直接お話を聞くという、これも非常にいい取り組みだと思っております。

実は、中学校ではこのキャリア教育の一環としてそういう時間を特別活動の中で取っています。看護師を呼んでくるとか、地域のいろいろな仕事をされている方とか。その方々から、自分のキャリアについてお話をすると。そういう機会はありますけども。小学校でも取り組んでまして、そういうことは非常に意味があることだろうなと思っております。いろんな職種がたくさんありますけども、ややもするとホワイトカラーを目指す子供たちがふえていますから。実はそうではないと。本当に、私が思っているのは、昔の職工さんというか、技術を持っている方々が、本当に技術を大切にする。そういう社会がまた大事にならないと、どれもこれもホワイトカラー目指したって、役に立ちませんよという思いがしておりますが、そういう社会の雰囲気の中でも、やはり、技術を持っている人、そういう、そのことを大切にする社会になればいいなという思いがしています。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

**○議員 5番 貝掛 俊之君**

そうですね。日本は技術大国、これは麻生太郎先生のですよね、セミナーに行ったときに、麻生先生も同じことを言っていました。それで、その身近な人のお話を聞くということなんですけれども、キャリア教育ですね、芦屋町のキャリア教育の計画を見ますと、恐らくこれ、1年生のときに1回だけじゃないのかなってちょっと思うんですけど、身近な人の職業を知るところで、あとはそういった働く人に学ぶとかいうのがあるのかな。ちょっとそういうのが少なく、あとは職場体験とですね、あと、自分の夢の人生設計を立てたり、3年になると体験入学、これはずっともうそのキャリア教育の中に埋まっている状況。その中で、この体験入学に関して、生徒の反応とといいますか、どういった捉え方をされているのか。もしわかれば、ちょっと現場から離れているのでわからないかもしれませんが。

**○議長 横尾 武志君**

教育長。

**○教育長 中島 幸男君**

この時間数の問題でございますけれども、これはさっきも申しましたように、キャリア教育というその単元、指導要領にないんですね。特別活動の中に入っているわけでありまして。特別活動は年間35時間あります。その中のこの進路指導というのは3分の1か4分の1くらいしかありませんから、そうですね、七、八時間進路指導にとったら上等かな。これは全体的にもうそんなもんだと思っております。その中で何を組んでいくかという話でございまして、まあ、この体験入学、3年生になってくると、この体験は、高校入試のための体験入学がほとんどでございまして、実際に自分の志望する高等学校に行き、高等学校も受け入れをしておりますから、そういう形があります。

ただ最近では私立が生徒数の減少を見越して、取り込みを早くしようというわけで、いろいろな面でサービスをしてくれるんです。例えば、大和青藍高校であったり、希望が丘高校であったり、そういうところが、自動車科があるとか、調理科があるとか特色のある科はですね、出向いてきてやりますよ。去年も芦屋中学校で、ずいぶんいろいろな看護師になるとかやっていました。そういう体験入学は子供達は大変喜んでおります。これはある程度、自分の進路を決めて体験入学先に行きますから、そこはかなり直結してあると。そういうふうに思っています。

**○議長 横尾 武志君**

貝掛議員。

**○議員 5番 貝掛 俊之君**

はい。キャリア教育はこれで終わります。

続いて、5番目、ICT教育を推進していくためには、人材の養成と確保が重要と考えるが、今

後どのように人材の養成、確保に取り組んでいくのかお尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

教育長。

**○教育長 中島 幸男君**

やはり、道具が入ったって使えないというのが、一番話になりませんから、人材を育成していく。人材といっても教員の話です。教員にも相当このICTについてはレベルがありまして、非常に詳しいのがありますし、まあこれはその年齢によってもずいぶん差がございますから、これをどうしていくかということで、芦屋町もICT教育を推進しているということで、町長の話もしていただいている。私たちもぜひそれを進めていきたいと思って、いまはまだ計画段階でございますけれども。

これは、入りますと、やっぱりICT支援員という、これプロを入れないとどうにもならないということがひとつあります。このプロは機会操作から、トラブルったときの対応だとか、それからいわゆるそのアプリケーションと言いますか、そういうのをつくれる指導をしていくと。こういう中で、先生方に早くその力をつけていくということが望まれていまして、まだ手元にその機械がないものですから、やっていませんが、今年いろいろ計画段階の中で、私たちはまず最初に、特別支援教育について、これをやっていこうと。と申しますのは、やっぱり特別支援の子供たちにとりましては、非常に効果があるという、そういう発表がいくつかあります。

その観点で、今、特別支援担当者にはですね、北九州に視覚障害特別支援学校があります。この先生が非常にその視覚障害の子供達に対するアプリケーションの作り方がよい。それから、福岡教育大学に中山という教授がいますが、彼もアプリケーションをつかって、そういう研修をやろうと。それから、同じく福岡教育大学の納富先生という方が、今、東大の先端技術のほうに留学していまして、彼女とはコンタクトがとれていますので、そういう面で、夏休みには早速、特別支援担当者は研修するように計画を立てている。そういう形で、早急にしたいところですが、なかなか手元にないだけに、頭の中の研修というのもなんかと思いますけど。そういう機械操作から、教材開発等を含めて、ぜひ組んでいきたいと思っています。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

貝掛議員。

**○議員 5番 貝掛 俊之君**

ICT導入、いわゆるタブレットと導入という形で教育長も答弁されました。が、今国のほうでは今年の6月14日、世界最先端IT国家創造宣言というのが可決されて、これは安倍晋三首相の三本の矢の成長戦略の一つで、その中で、教育の電子デジタル教科書の導入ということが付

け加えられて、一気にこの動きが加速しています。

本年度、2020年を目標に1人1台のタブレット導入という動きが、計画なんです。あつてまあ昨年度からですね。デジタル教材の位置づけ等、生徒に関する課題の整理。こういったことを文科省は行っております。

続いて、来年度、2015年度にはデジタル教科書導入に向けた検討会を文科省は始めます。それで、16年になって、学校のIT環境の整備、そして、デジタル教科書教材の導入、普及促進に向けた環境整備というものを2016年くらいから始めていくと、こういった国の動きがあるわけですが、今、先生もタブレットを使って、子供もタブレットを使って何かしましよーじゃなくてですね、もうタブレットを教科書にしましょうと。安倍晋三さんが力を入れてやっている、この政策の中でやっています。こういった動きもですね、考えながら、タブレット導入というのは慎重に考えていただいて、いわゆるもう電子教科書になりますよってということなんですね。それに向けての人材の育成と確保が必要です。

今、北九州市は、液晶テレビ、電子黒板ではないんですけど、電子黒板は高いから。あの多分21年度の文科省の補助金かなにかで、各一台ずつ、芦屋町も買っているとも思いますけど。じゃなくて、50型くらいの液晶テレビを各教室に1台ずつ置いているんですね。先生がもう電子教科書を使っています。パソコンにソフトを入れて、電子教科書をパソコンからその画面に映して、例えば国語の文だったら、そこを大きく映して朗読したりとか、漢字だったら書き順がでたりとか。英語だったら発音が出たり、そういうことをもう北九州はやっています。

まずはですね、おそらく20年度になるか分かりません。変更になるかもしれませんが、そういう流れでいってますので、電子教科書を先生がまず、使うようにしていく。この取り組みをしていただきたい。それができてやっと子供達にタブレット。しかも、もうちょっと時間もかかりますけども、恐らく導入になったときに、何かしらの補助金等がついてくると思いますので、そのぐらいを目標に目指して進めていけばどうかと思います。

ただ、教育長、特別支援の子供さんたちですね、やはり電子教科書が早くあれば、より充実した授業が受けれる可能性もありますので、そのあたりしっかりと検討して、導入していただければと思います。以上でございます。

今の見解について、教育長どうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

電子教科書については、今年でしたかね、大きな出版会社が10社くらい共同でどの教科書も使えるようなシステムをつくったというように聞いています。ですから出版社によって使い方が

違ふと、使うのが大ごとですから。そういうふうには電子教科書は使うようになったと。今私たちのところにもモデルみたいな、ちょっと見てみませんか、こういうのが時々くるんです。教科書がこんなものになっている。多分それが、どういう使い方になってくると非常に分からないんですね。しかも今電子教科書は今の段階でそうとう高いです。3万とか4万とかレベルでいってまますから、これをまだまだ今から出てくるんだろうと。しかし、出版社あたりはどんどんつくってありますから。それをどう入れるか、問題はおっしゃいましたように、電子黒板、これがないとやっぱり話にならないと。今はいろいろ安いのがあるようでございまして、そういうことも含めて、ICTの教育を進めていくというふうには研究させていただきたいと思っております。芦屋の子供たちも乗り遅れないように、ぜひやっていきたいと思っておりますので、よろしく。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

貝掛議員。

**○議員 5番 貝掛 俊之君**

電子黒板、デジタル教科書にするのもいろいろ法律的な課題はまだあるわけですね。紙ベースから、タブレットにするというところで。そういった検討もされて進んでいっています。まあぜひ、まずは先生が使えるようにならないと子供たちに教えられない。その研修等充実していただきたいと思います。

はい、これで教育行政について終わります。

続いて、防災行政についてでございます。

①防災行政無線について過去から聞こえにくいと指摘されていますが、何だかの処置を、対処をしたのかお尋ねいたします。簡潔にお願いします。

**○議長 横尾 武志君**

総務課長。

**○総務課長 小野 義之君**

芦屋町防災行政無線は、「各種警報」「避難勧告、指示」「火災等サイレン」等の緊急放送を行うことを主目的に、同報MCA無線システムにより構築しまして、平成22年4月に運用を開始いたしました。この同報MCA無線は基本的に屋内で聞こえるという条件設定はございませんで、あくまでも屋外での聞き取りが基本とされているものです。その中で、町内全域をカバーするために、33カ所に拡声子局を設置した関係で、まあ反響により音が重なって、何を言っているのか分からないというご意見が多々あっておった、ということでございます。

そのために、23年4月に住民アンケートを行いまして、聞こえない場所の把握に努めるとともに、町内一斉放送のテスト試験を実施いたしました。その結果、反響して聞きづらいという意

見が多かったために、隣接するスピーカーの音が重ならないようにする時差放送の機能を追加して改善を図りました。

しかし、屋外スピーカーからの放送は、風向きや気象状況によって、内容が明確に聞こえなかったり、放送内容を聞き逃したりすることがございます。放送内容が聞きとれなかったという人に対して、放送内容が確認できるような措置を講じるため、テレドーム回線を利用した自動録音装置を、今年度、平成26年度に導入する予定でございます。自動録音装置を整備することで、防災行政無線からの放送、Jアラートからの緊急放送が自動的に録音されるため、特定の電話番号へ電話することにより、放送内容を聞くことができるようになります。

なお、緊急放送以外にも、町民体育祭の中止のお知らせ等、コミュニティ放送の際にも放送が自動的に録音されるため、内容の聞き直し等が可能となるものと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

わかりました。

続いてですね、水防対策について町の考え方をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

今月2日に、九州地方の梅雨入りが発表されましたが、これから大雨による水害などに対して十分な注意が必要な時期となっております。

芦屋町では、遠賀川右岸の山鹿地先、それから西川左岸の浜口町地先などの河川、西祇園橋の構造物、これを重要水防区域（Aランク）に定めて、水災を警戒し防御するための措置を講じてきております。

河川管理者であります国土交通省との連携について申し上げますが、平成25年7月11日、「河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する確認書」を取り交わしております。このことによりまして、河川に関する情報として、遠賀川水系の水位や河川管理施設の操作状況などがリアルタイムで提供される環境が整いました。さらに、重要水防箇所の合同点検の実施、緊急事態に際しては、河川管理者の応急復旧資器材または備蓄資器材の提供が可能となっております。

出水期前のこの時期には、河川管理者である遠賀川河川事務所との対談を行うなど、情報の共有化に努めております。



また、水防の要として消防団がございます。

平成25年12月13日、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布され、同日付けで一部規定を除き施行されております。

同法は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施するとしています。

地域防災力の充実強化は、住民自主防災組織、消防団、水防団、行政の多様な主体が適切に役割分担をしながら、相互に連携強化して取り組むことが重要であるとの基本的認識のもとに、地域に密着し、災害が発生した場合に即時に対応できる消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である」と規定されています。

この趣旨を踏まえ、芦屋町におきましても、消防団の強化をより一層推進しなければと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

貝掛議員。

**○議員 5番 貝掛 俊之君**

まあ、今聞きますところ、いわゆるソフト面での整備ということかと思えます。確かに消防団の意識を上げたり、住民の方の危機管理意識を啓発するというのも大切なことと思えます。そこで、いわゆる、もう詳しくは言いませんけども、大雨が降ったときに、やはりいろんなところで、床下浸水とか道路の冠水とかあるわけで、そのとき消防団、これはもうあちこち走り回らんといいんですよね。あそこ行ってくれって、土のうを持ってですね。あそこ行ってくれ。終わったらまた、ああこども水が来よるからこども行ってくれ。ていうような、ばたばたしている。80数名の中で、実際に出してくれるのが何人かわからない状況の中で、役場の職員の方とも一緒になって、そういった水防に走り回っているでんすけども。

ここでですね、芦屋には芦屋基地というものがあります。なかなか、この冠水ぐらいで芦屋基地の隊員を動かすのも厳しいし、これが災害派遣ということも多分難しいですね。多分自衛隊の災害派遣三原則、一つ目は公共性、人民や財産を守る。二つ目が緊急性、差し迫った状況であること。三つ目が非代替性、自衛隊以外に適切な手段がない場合、自衛隊が持つ技術や装備でないと対応できないと。この3番目がなかなかクリアできないんですね。

しかし、われわれ芦屋住民としましても、やっぱり基地の隊員と共に芦屋町を守っていきたい。という気持ちが私にあるわけでございまして、この自衛隊と民生協力、民生支援という形がある

んですね。砂像でもあの自衛隊の方が手伝っていらっしゃるし、祭りあしやにも装甲車が来ています。出初式には炊き出しをしています。これ民生支援という形なんですけれども、こういった民生支援といった形のアプローチで、消防団と自衛隊こういうのも火災協定は結んでいますけれども、実際に実働して土のうとか一緒に体を使ってくれる隊員の方々と、合同災害対策訓練等みたいな形を実施してはどうかと思います。まあこれは提案にかえさせていただきます。ぜひですね、この提案をしっかりと受けとめていただきたいと思います。

続いてですね、これからハード面にいくんですけれども、先般配られたハザードマップ、これまあいわゆる、どのくらい雨量が降ったときですかね。えっと、日の出橋ですね、直方のあたり2日間で約405ミリの大雨が降った際に、河川が氾濫して浸水するという地図なんですけれども、これを見ますと、かなりの地元の公民館が2メートル以上の水没している。しかもそれが避難所の指定になっている。ここは、早急に、見直していかなくてはならないと思いますけど、見解をお尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

総務課長。

**○総務課長 小野 義之君**

ただいま、ご指摘をいただきました、公民館が避難所の指定を受けているということで、これ従前からのなかで、避難所の指定、身近なところということで、公民館もしていますが、まず基本的な地域防災計画を見直した中で、主要な避難場所としては、山鹿側には総合体育館、それから芦屋側では中央公民館、この2カ所を主要な避難所ということで位置づけています。このハザードマップにつきましても、国のほうでまた新たな見直しがございますので、今年度中にあるかと思っておりますが、それを受けた形で、ハザードマップをまた、見直しを行います。その折に今言いました、避難所の指定関係についても見直したいなと思っております。そのようなことで、回答にさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

貝掛議員。

**○議員 5番 貝掛 俊之君**

しっかりと再度避難所の指定も考えていただいて、ハザードマップをつくっていただきたいと思います。

それから、浸水被害についてですけども、山鹿小学校から町営のB団地から裏耕地あたり、いつも雨が降ったら冠水するんですね。今の現状としては汐入川から、汐入川を使って排水してまあ潮位が遠賀川のほうの潮位が上がれば水門を閉めて、そこからポンプを使って排水するという仕組みなんですけど、これしててもやはり雨が降ると冠水してしまうと。まあこういう現状を抜

本的に打開するために、あの裏耕地あたりから別ルートで排水していく、そういったことを考えるべきではないと思いますが、執行部の見解をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

先ほど、裏耕地の件、言われました。

以前、山鹿排水機場にかかわります流域の調査を行っております。冠水原因を把握したうえで、対策案の検討を行っております。検討の中では、汐入川上流域においては河川断面の不足により冠水が発生している可能性が高いと考えられ、その対策として、上流域は正津ヶ浜公民館裏付近から上流部の既設路線を一部改修する方法。また別路線として新たな水路を構築する方法などが考えられるという調査報告の内容となっております。

このことにつきましては、費用対効果等を含め、詳細な検討を行ったうえで、芦屋町としての方針を決定する必要があると考えてはおりますが、まずは、汐入川の水位を下げるのが一番の対策と考えておりますので、現在、遠賀川河川事務所に対して山鹿排水機場の運転開始水位の変更ができないか等、検討をお願いしているところであります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

これ、町長に聞きたいんですけども、時間がないので次に行かせて頂きます。

避難所についてですけども、総合体育館とか、今回鋳鍛鋼ですかね、そういったところ、協定を結んでいるんですけども、大規模災害、津波や大洪水そういったときにですね、芦屋基地と避難協定、こういったものを結べないのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

基地は、高台にあるということで、高台の図面のときに入れた経緯はあるのですけれども、そういった形で、津波などの大災害に対しては基地の高台を住民の方が利用できないのかということについては、以前から基地対策協議会のほうでも議論いただいて、基地に要望という形で出させていただいています。防災の事務担当として、基地とも調整を行ってきておりますが、有事の際ですね、そういった大災害が発生するという際には、基地の門を開けていただいて、住民の方が避難されるということは、基地のほうも対応できるというご回答をいただいておりますけれど

も、あとは避難の仕方、こういったことが今後住民の方にどうつなげていくかということになるかと考えていますので、それにまた詳細ができましたら、そういったことを伝えていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

自衛隊基地としてはですね、不特定多数の方がぐっと押し寄せるということで、やはりテロ行為等ですね、こういったことが一番の懸念かと思いますが、やはりこれは人道的見地から数ある避難所のうちのひとつとしてですね、芦屋基地が避難所になるようですね、粘り強く交渉していくべきではないかと思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

基地等の協議会につきましては、先ほど総務課長が言ったとおりでございます。今、大雨洪水等に対する基地との対応ということでございますので、前のときは、前の前の前の基地司令か。今基地司令もかわられておりますので、国のほうも全てそうなんですけど、いろいろな形で変わってきておりますので、再度、基地司令と協議させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

ぜひですね、粘り強く交渉をお願いいたします。

それから、先ほど、3カ所、唐戸のあたりと西川のところと祇園橋というところでAランクの危険な地域ということでもありますけれども、やはりハード面の整備が必要ではないかと思っております。役場としてもですね、国交省あたりに交渉を重ねていると思っておりますけど、われわれ自民党議員団としてもですね、政調会をとおして、安全・安心を守るために、西川のところの護岸の整備、あるいは唐戸のあたりの堤防の整備等ですね、陳情していきたいと思っておりますので、しっかり執行部のほうも、よろしくをお願いいたします。

それから、最後になりますけれども、ちょっと時間がないので一言でお願いいたします。中央病院の跡地の活用を今現在検討していますか、していませんか。お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

この病院の活用につきましては、平成27年度から町の実施計画に計上し、町全体の施策として総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

わかりました。27年度からしっかりするということで、もう時間がないですね。いろいろちよつと言いたかったんですけど、最後に町長に質問ですけども、27年度から始めたら、27、28、2年間しかありません。この2年間の間にですね、やはりあの財産の、宝の持ち腐れといえますか、やはり病院が建ったと同時にその有効活用をしていかないと、芦屋町の財産の損といますか、思うわけで。この2年間のうちにどう活用していくか決めて、移転したらすぐに活用すべきと、活用できるようにするべきと思うけども、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

非常に難しいと思います。

病院が建てかわるまでには年数がありますので、その間やはり住民の方にいろいろなご意見を聞かなくてはいけない。ある意味で今の施設をそのままにして有効利用できないかという説もある。それから更地にして別のものをという、いろいろなご意見ございますので、その方向性を示すのはまだまだ時間がかかろうかと思っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

以上で、貝掛議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。

再開は14時40分から行います。

午後2時31分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、9番 今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井でございます。通告に従い一般質問を行います。

3月の議会から続けての、まず人口増加策というところを確認したいと思います。3月の議会で平成32年においては1万4,300人という人口になるということを明言されましたが、このことについて再度確認します。この数値で間違いはないのでしょうか。というのが第1回目の質問でございます。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

第5次総合振興計画では、日本の総人口そのものが減少しており、芦屋町における将来人口推計でも、平成32年では1万3,700人と予測。これに総合振興計画の施策全般の推進を前提に、32年の目標人口を、600人増の1万4,300人に設定していますと、回答しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

3月にも一部言いましたけども、国では、この芦屋町の人口を、その時点で約1万人と予測しています。そのあと、5月の7日から9日のあたりの新聞を皆さんご覧になったと思いますけども、有識者会議というものが、いわゆる出生率からはじき出して行って、日本全国の市区町村の、いわゆる日本全体の人口が下がっているから、特にこういう町が下がってきますよというのを、日本で約800市町村を抽出しています。芦屋町はこの中に入っているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

日本創成会議の分科会による試算ということで、2040年の芦屋町の人口は、9,214人というように発表されております。その中には芦屋町も入っております。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2040年の人口は、1万537人という具合に数字が現れております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

私もそのいろいろな有識者会議とか資料を見ましたけども、福岡県で22の市町村が2040年には出生率の問題から、いわゆる存続しませんよと。この近辺では、中間、芦屋町、この辺が入っている。芦屋町が入っているんですね。そういう数値を見ながら、国も1万人と言っている。いろんな有識者会議もそのように言っているのであれば、確かに目標はそのくらいにおいておられる。また働くんでしょけれど、再度設定状況を見直して、この町はどのくらいの数になるんだらうと予測はされているんですか。目標は別ですよ。要は予測、人員を目標というのと、今私が言っているのは、予測こういうふうになっているんですよ、このままでは。という予測の数字は持っておられるかどうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

先ほどの数字は2040年。総合振興計画の数字は平成32年ということで、2020年の数字しか、現在は持ち合わせてはおりません。

人口については、日本創成会議は国勢調査ごとの試算は公表されておりませんので、国立社会保障・人口問題研究所の推計値によれば、平成27年（2015年）が1万4,562人、平成32年、2020年が1万3,834人となっております。

総合振興時の推計値では、平成27年、2015年が1万4,600、平成32年、2020年が1万3,700人です。

では、総合振興計画推計値と実数は、平成24年10月で、推計値1万5,045人に対し、実数1万5,340人。25年10月の推計値と実数は、推計値1万4,884人に対し、実数1万5,128人、とやや上回っている状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

よく、実績の数字はわかりましたけれども、私が先ほどから言っているのは、基本的にいろいろな数値を見ますとね、最終的には非常に落ちるよと。日本全人口自体落ちるわけですから。落ちていくよということも、言われているから、やはり町としては、再度状況設定を厳しいものに

していく中で、まあ今の目標はこの数値だよと、1万4,000でいけるということ、32年してるんでしょうけど。もう少しいろんな状況が変われば下がるんじゃないかというものも持ちながら、いわゆる町の財政のことを考えたり、いろんな行政の施策を考えるべきじゃないのかと言いたいのですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

まあ3月の回答と同じ事になろうかとは思いますが、平成28年から32年まで、総合振興計画の後期計画というのを策定いたします。この策定にあたりましては、26年度から取り組もうというふうに考えておりますので、その辺も勘案していきたいとふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

26年から取り組もうと。やはり3月に私がおの辺を組織的にというのであれば、回答としては庁内プロジェクトをつくってでも、組織としてやっていきますよという、今度2番の質問ですよ。ということの回答がありましたので、庁内プロジェクトをつくって、この人口の増加対策をやっていきますよ。プロジェクトでやりますよ。ということと回答でした。この3カ月経ったあと、このプロジェクトの進捗具合についてお聞きいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

人口は先ほども申し上げましたが、第5次総合振興計画の後期基本計画にかかわる課題であるため、8月から総合振興計画素案の作成にあわせ、係長プロジェクトによる検討を行う予定です。

また、人口問題につきましては、長期的な方策をたてる必要があり、多様な意見を出し合うことも重要なため、別に35歳以下の職員によるプロジェクトも7月に設け、並行して検討をすすめる予定でございます。

このほか、定住促進奨励金や26年度からの老朽危険家屋等解体補助金、中古住宅解体後の新築住宅建築補助金の広報掲載や、商工会発行の暮らしの便利帳、区長会への周知などを行っているほか、転出入者に対するアンケート、主にその理由を調べるための準備を進めているところで

以上でございます。



○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今の回答は二つあると思うんですね。一つは庁内プロジェクト。それから施策について。まず庁内プロジェクトについてですけども、これはいわゆる行政としてはこの間も回答ありましたけど、1丁目1番地、早くやらなきゃいけないんです。今すぐ、もう5年も10年も前からやらなきゃいけないこと。それをずっと私は言ってるんですよ。3月も言っている。4年前も、4年毎、私は言っている。やります、やりますと言って、今回始めてそれでも7月、8月からこのプロジェクトやりますってことであつたんで、まず、それについては非常に評価します。私、10年間ずっと言ってきて1回もそんな回答をした方いない。頑張ってください。進捗は随時確認をしていきます。今の回答の前段ですね。プロジェクト二つつくりますよと。それについては3月毎に私、確認したいと思います。

それでは後段になってお話になったいろんな施策をやっていますよと。確かにその施策については、調査、私も確認しました。一からやってる定住化の促進のための税制優遇だとか。いろんな補助金を出す。結果的に遠賀郡内のほかの町を見ると、よそがやったらすぐやるんですよ。岡垣でも水巻でも、遠賀でも、今言われた施策、みんな1カ月、2カ月違いでみんなやっちゃうんですよ。だから、私は最終的なその施策っていうのはみんな横並びになっちゃうので、結局郡内でほかの魅力を探していかなきゃいけないというふうになりますよね。だからこの施策についてもほかがついてこれない施策を早くやるべきだと思うんですよ。確かに芦屋町が最初にやってた定住化のためのお金を出しますよ。というのは一番最初でしたよね、郡内でね。今、みんなやっているでしょ。だから、その辺は施策については結局みんな横並びになるので、施策については充分検討して、やっていくことを望みます。

このあとの自主のいわゆる財源につながっていくんですけども、町の中で一番重要なものは定住化。これはずっと言っておられますよね。行政もね。ですからその辺はしっかりやっていただきたい。同時に重要なのはこのあと3番目の質問になっていますように、前回も少し、質問したんですけども、質問がかみ合わないところがあったので、具体的にします。

民間にいろんな補助金だとか施策をうって、雇用を増加させてる施策と成果をひとつ聞きたい。それから、そうではなくて芦屋町独自でいわゆる芦屋町の役場の中で、または外郭団体の中で、雇用を促進させるための施策、対策を、何をやって成果がどうだったか。これは3番目の質問ですので、ご回答をよろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 松尾 徳昭君**

民間雇用の対策につきましては、3月で答弁をいたしましたけれど、まあ企業誘致条例、これが誘致になるかと思えます。平成23年に1社の雇用状況としては、新規採用が35名あり、うち町内者が19名であったというところと、あと指定管理者制度によりまして、マリントラスあしや、山鹿保育所、緑ヶ丘保育所等で雇用の場が創出されているというふうにお答えをしております。

そのほか、船頭町駐車場の跡地にスーパーが進出したことにより雇用が生まれ、また、はまゆう観光道路付近に法人が進出したことにより雇用の場が創出されている。詳細な人数については、ちょっとデータ等持ち合わせておりませんので、そこら辺はお答えできませんけど、そういう民間がまあある程度は来ているのではないかというふうになります。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

総務課長。

**○総務課長 小野 義之君**

芦屋町で雇用しています、臨時職員などの状況についてご説明いたします。嘱託職員は1年間、臨時職員はまあ6カ月を基本に雇用しまして、必要に応じて雇用の継続をしております。

26年4月1日時点での雇用人数についてでございますが、本庁関係では53人でございます。教育委員会関係では92人でございます。内訳として、学校関係で29人、公民館などの生涯学習課関連で63人を雇用しております。病院では看護師など62人を雇用しています。合計人数は207人ではありますが、職種によっては短時間勤務なども含まれた人数でございます。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

競艇事業局次長。

**○競艇事業局次長 大長光信行君**

引き続きまして、競艇事業にかかる雇用状況についてご説明いたします。芦屋競艇場の本場における平成26年4月1日現在の雇用状況ですが、競艇事業局の職員としまして24人、臨時従業員69人、臨時嘱託員22人などで直接雇用では約120人。それと当然ああいう事業をやっておりますので、事業運営に伴います民間の力等も借り、それとファンサービス等で充実していないといけない部分がありますので、そこにも雇用の場があるということでございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

最初にじゃあ、民間の中の数字を先ほど、つかまえてないということで、雇用について実数をつかまえてないということでしたけれども、やはりいろんな雇用の場所は生まれているといっても、その辺の数字については今後は捉えていくべきだと思います。民間にですね。そういうことで、人口増加、定住化ということになるので、ぜひその辺の数字は捉えていただきたいというのは私の切なるお願いです。そうしないと実際にどういうことが、施策をやったことが、どう生きてるか。お金を使って、例えば「はまゆう」などやりました。それがどう生きたかっていう結論出てこないでしょうね。対費用効果が出てこないでしょうね。やっぱりその辺もしないといけないので、ぜひその辺のメジャーリングは持ってほしいと思います。

そして、同じように誘致の策についてはハードルが高すぎるんじゃないかという3月の私の指摘に対して、ハードルは低くしますよと。高すぎるから低くしますよというご回答でしたけども、そのハードルについての再検討はどのようになっているのかお答えください。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

企業誘致条例につきましては、現在、検討を進めているという状況になります。この企業誘致条例の事業所として、標準産業分類で分けておりまして、①としては製造業、②情報通信業、③運輸業・郵便業、④卸売、小売、⑤学術研究、専門・技術サービス業、⑥宿泊業、飲食サービス、⑦教育、学習支援業、⑧医療、福祉、⑨その他まちづくりに寄与するものであると町長が認めたものという形で、事業所を九つに分けております。どの事業所につきましても新設をする場合は、投下固定資産総額が5千万を越え、かつ、常時10人以上のものという形の中で新設する場合はハードルが高いという形になっておりますので、これにつきまして、今後条例の変更をしたいと思っております。

例えば、製造業と小売業とで同じ基準では、到底進出してくることは難しいと思っておりますので、そこら辺の人数や金額につきましてはちょっと今のところ検討をしておりますので、早い段階で条例の改正をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

それもやはり早急をお願いいたします。やはりもう3カ月経ってまだ検討している。これ、私町民の代表の一人として非常に残念に思います。たった1件しか実績がないわけですよ。何年

かやってね。これはハードル高いということが分かっているんだから、検討を早くお願いいたします。

それでは、後段のほうのご回答がありました、官公庁のいわゆる役場の関係、ボートの関係につきましても、たくさんの方が雇用されて、芦屋町の人役に立っているということがよくわかりました。ぜひこの辺をですね、しっかり仕事が出れば、ぜひ芦屋町の人を雇用して芦屋町の住民のためになる行政をお願いしたいと思います。

同時に芦屋町にはボート以外にひとつの大きな産業があると思う。自衛隊です。ここにもぜひ先ほどの質問の中で協議会がありましたように、協議会のほうとしても、今自衛隊の中でもいろいろ隊員以外の仕事があります。人の直接雇用、それから仕事ということでもあります。ぜひこの辺はですね、芦屋町の発展のためには私は、双璧はボートと自衛隊とっております。自衛隊についてもぜひですね雇用、仕事についてのお願いをしていく中で、行政として町民のためになるということで、ぜひよろしくお願いをしたい。

以上で、最初の1番目の人口増加策という大きなタイトルについては終わりますけど、同じ内容ですけどもイコールだと思います。

2番目の項目として私が上げておりますのは、自主財源の確保というタイトル。その中に四つ質問があるわけですが、最初にこの自主財源とはなんだと。芦屋町の自主財源はどうなっているのか。一般会計の中で結構ですから、自主財源のパーセンテージで結構です。一般会計のどのくらいなっているのか。お答えまずお願いできますでしょうか。それから四つの質問をしていきたいと思えます。

**○議長 横尾 武志君**

財政課長。

**○財政課長 柴田 敬三君**

毎年、予算決算のときに広報でお知らせしていますが、大体芦屋町の自主財源といいますと、町税、住宅使用料、保育料等を含めて大体30%から40%の間ということで、依存財源が残りの70%から少ないときで60%ということでここ何年かは推移しているものと思えます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

まあ30%という数字がありましたけれど、まあ一応私が今ずっと数字を迫りかけている。法人税とそれから個人の所得税大体20%ぐらいですね。60億ぐらいに対してですね。平均が20%のときもある。低い。まあ20から30の間で少しここ10年間ぶれてますけども。この2

0から30という数字がじゃあどうであるか。低いか高いか、私自身としては非常に低いと思う。税収が使うお金の二、三十%しかないんですよ。あとはよそから来るお金で埋まって芦屋町は動いている。ここを何とかしないといけないということで、前回から、自主財源、まあずっと私ここ何年か自主財源の確保に向かって、いろんな話はしていましたが、それより以前に、皆さんご存知のように、10年前に人件費のうちの退職金が払えなくなって、退職債を借りたり、いよいよお金がなくなってどうしようもなくなったんで、花火もやめて、砂像もやめて、どうしようもないっていう時代があったから、こういう時代を越えてきましたよね。だから、そのときにはこんな話はできなかった。ここ二、三年のこれから五、六年を見る中では、やはり少し一般会計、特別会計含めて好転しているので、自主財源をしっかりとここで見直すべきだと。いうふうに思うので、前回から自主財源のほうについての質問をしております。

その中で、まず最初に、一番目に一次産業といわれる、芦屋町には林業はないので、農業、漁業。この辺は後継者不足とずっと言われてきましたけども、現在の状況と今後の予測について最初お聞きいたします。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 松尾 徳昭君**

農業と漁業の後継者不足の実態及び今後の予測についてお答えいたします。基本的に平成17年と平成22年度の国勢調査報告を基に、お答えさせていただきます。第1次産業では3.6%から3.2%の0.4%の減となり、就業者数(15歳以上)については平成17年と22年を比較しますと、農業では155人から127人で28人の減、漁業では、117人から81人で36人の減となっています。

平成22年世界農林業センサス資料により、年齢別農業就業割合は、20歳～39歳につきましては8.8%、40歳～59歳21.9%、60歳～69歳25.4%、70歳以上43.9%です。

今後の予測については、22年度調査時点で、農業を担っていくべき就業者60歳以下の割合が約3割程度しかなく、担い手不足が懸念されていますが、農地を集積して、少ない担い手で効率良く農業を推進していくべきと考えております。

また、漁業については、平成20年漁業センサス資料より、年齢別漁業就業割合は、15歳～29歳4.0%、30歳～49歳25.3%、50歳～64歳40.4%、65歳以上30.3%です。

平成26年4月の組合員数では、正組合員・准組合員合わせて71名で、平成20年度の調査より、28人の減少となっております。

今後の予測については、20年の調査では、個人経営体66経営体のうち、後継者ありについては、16経営体であり、75%以上が後継者がいない状況であります。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

今、ちょっと数字を聞いてびっくりしたんですけども、後継者不足というのはここ10年、20年前からずっと言われているんですよね。今聞くと予測としては、最後の項目なんて70%の人がいなくなってしまう。施策、対策はこの後継者についてはどんなことをやっておられたんですか。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 松尾 徳昭君**

農業につきましては、人・農地プランを中心として、地域や集落での話し合いにより、地域の担い手になりえる方に農地を集積し、安定経営及び所得の向上を図り、農業の定着を推進していくことが必要であり、また、国の補助制度が活用できる間に、新規就農者の掘り起こし等を進めていく必要があると思っております。

漁業についても、現存の後継者だけでは、厳しい状況であるため、広域的に漁業に意欲のある方、やる気のある方等を募集するなどの方法が考えられます。ただし、主体となるのは、遠賀漁業協同組合であり、協議・検討を組合としていく必要があると考えます。

芦屋町の農・漁業は、個人経営体が大半であるため、営農組織や法人化を行い組織の強化を図っていく必要があると考えております。経済が安定し、所得が向上すれば、新規の就労者を広域的に雇用することができると考えておりますし、また、商品の付加価値を付けるといったブランド化について、農業者・漁業者・関係団体・行政一体となって検討をしていく事が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

今の回答は非常にいいと思うんですけども、検討しないといけない、今後やらなきゃいけないという回答ばかりですよね。10年も20年も前から後継者不足と言われていますが、何もやっていないという結論でいいんですか。この後継者対策に対しては。きょう現在も。非常に厳しい

言い方ですけども、今の回答ですと今後やらなければならない。いわゆる途中で6次産業の話まで出ましたけれども、そういうことも実際としては軌道に乗ってる施策はないっていうことで、次のほうの質問も同じことになります。

町独自で漁業、農業に対しての施策をうってその成果はどうなっていますか。町独自ですよ。国とか県はトンネルで来てる予算というのは私も見てますからわかっています。独自で何をやって何の成果が出ているのか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

町独自で行っておるものにつきましては、農業につきましては、種子助成及び景観作物の助成金です。稲作に優良な品種を導入し、各地域に適した生産対策の確立及び景観作物の栽培により、町の美しい景観づくりの向上のための種子及び景観作物の補助をしております。これにつきましては2分の1の補助を出しております。

それと芦屋町の農業経営育成資金利子助成金になります。これにつきましては、農林漁業金融公庫が融資する農業経営基盤強化資金の利子に対する助成を2分の1を助成をしております。

また、町の補助、それ以外につきましては、まああと、いろんなものは国の上乘せというかたちになりますので、割愛させてもらいまして、漁業につきましては、独自でやっているものにつきましては、漁業については、遠賀漁業協同組合に対して、港湾の適切な管理を行っていただくために、漁港の管理、維持。芦屋漁港の区域の維持管理、海浜レジャー係留の維持管理を町独自の補助制度として行っているのがございます。

それと農業につきましては、用水路等の維持管理を行っていただくための補助制度を町独自で行っているものがございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

農業種子を2分の1補助というのは金額はいくらか。それから係留ボート、漁業について係留ボート等の仕事を委託しているというのは金額は年間いくらの補助を町としているのか。二つお答えください。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

種子助成につきましては約40万円程度かというようになります。

漁業につきましては、維持管理費につきましては、柏原につきましては約346万5,000円、芦屋漁協の管理につきましては、256万3,000円、レジャーボートの係留につきましては約202万5,000円程度でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

芦屋町の農業に年間町独自でやっているのがたった40万ですよ。後継者がなくなるのは当たり前だと私は思いますよ。漁業は何百万という係留ボートの三つくらいのプロジェクトを今、言われましたけれども、これは実際はそれを管理したり、人の労役が含まれるから、人件費も含まれた数字だからそういう大きい数字、何百万となるでしょうけど。ほとんどないに等しい。漁業、農業をどう考えているのかと。非常に疑問に思います。町長の回答をお願いします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まあちょっと視点を変えさせていただきますが、今井議員ももうこのことは既に承知の上で質問されている。いわゆる、漁業、農業についていいますと、やはり国の施策に大きく影響してくるということは、現在のTPPの問題でもそうなんです。最近の新聞では農協改革ということで、農業者の方にはいわゆる、農協、全農連というのがあり、そこで各地に農協があり、そこで経営指導員と、農協の場合、これをしなさい、あれをしなさい。経営改革。そういうこともある。

漁業従事者の場合でも同じことが、全漁連があっっているような指導をするわけです。普通の方でできないからですね。そこで、行政は何ができるかというのは、やはり先ほど課長が言っているように、いわゆる整備ですよね。漁港整備だとか、いろんな岩場の整備、そういうような仕事ができるやすいようにする環境整備。地元農家でもそう。

それともう一つが、個人企業なんですね、皆さん。だから個人企業の方にお一人お一人、じゃあどうするかというのは、漁業従事者の方が取る種類、自分たちのするその仕事が変わりますよね。イカ漁にしてみたり、今はゴチ網というのはあまりやっていないと思うんですが、一本釣り、遊魚だとかですね。

まあそれから、農家の方も畑中心だとかですね。いろんな方がいらっしゃるんで、これをですね、手厳しくご指摘がありましたが、町単独で、農業、漁業どうするかというのは非常に難しい問題である。それとまあ後で出てくるんですけど、商工会。われわれは商工会に対していろ



いろやろう。商工会であとは知恵を出しなさい。言われたことはきっちりやるけど、あなたたちもしっかりやりなさいというような。まあそういう団体がありますので。団体に対していろいろ環境整備しているということでございます。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

農業、漁業の今1番、2番目のほうの質問をいたしましたけども、この辺についてはですね、まああの皆さん方もいろんな新聞等で見られていると思うんですよ。ブランド化だとか、農業のブランド化、漁業のブランド化ってやってますよね。やはり芦屋町はそこは、そのほかにはいろいろやったことは知ってますよ。稚魚の放流とか、いろんなことをやったことは知ってますけど、結局そのところが失敗しているから後継者がいないし、補助金も結局40万になってくるんじゃないかと思うんですけどね。やはりそこに従事して芦屋町に働いている人がおられるんだから、最終的には先ほど課長がご回答になったように、今後漁協だとか農協と話をしていくんですけども、最終的にはやはり直接の補助。直接農業者、漁業者に対する、直の補助しかないと思います。施策をうつというより、もうここまできたら直接補助。ぜひその辺の検討を進めていただきたいということで、この1番目、2番目のほうの質問を終わります。

3番目に今町長からもお話がありましたように、商工業についてはどうなっておるのかということについてお聞きいたします。商工業についての施策をどのようにやっておられて、その成果はどのようになっているのか。3番目の質問としてお答えください。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 松尾 徳昭君**

商工業に対しての課題、実施施策と成果についてご説明いたします。平成21年度、経済センサス基礎調査の産業別の分類によりますと、民間の事業所数558のうち、卸売、小売業、宿泊業、飲食サービス業の割合が、49.5%を占めています。また、従業者数の割合につきましても、43.3%を占めております。

これに、建築業、製造業を含めた割合は、63.1%で、従業員数の割合についても、64.2%を占めております。

従業員規模につきましても、10人以下の事業所数は、485事業所であり、86.9%を占めております。状況としては、小売業、飲食サービス業が大半を占め、従業員の10人以下の小さな事業所がほとんどでございます。

商業者の高齢化や各種店舗の減少、近隣の大型のスーパーやディスカウント店へ買い物客が流出し、地元での購買力が低下していることが課題となります。また、空き店舗対策や企業誘致など商工業の振興に、商工会や関係機関と連携を図りながら取り組むことが課題となっております。

実施施策と成果としては、中心市街地の活性のために、スーパーを誘致し、平成24年5月にオープンしております。

町の補助金として商工会へ、商工業の活性化を進めて補助金を出しております。

商工会が実施する地域振興券「にこにこ商品券」の発行事業の支援、今年度につきましては、総額1億1千万円の地域振興券を発行する支援を行っています。

あと、商工会情報発信として、ホームページのリニューアルの一部補助を支援として商工会全体としまして、総額約1千100万円の支援を行っています。また、商業者に対しては、制度融資による利子補給を行っています。

また今年度、老朽化した住宅を解体する人に対し、上限50万という形の中で解体費用を補助する、芦屋町老朽化危険家屋等解体補助金制度を実施しております。解体工事を行うには、町内の解体及び撤去を行う資格を有する事業者としており、町内事業者の支援を図っているところでございます。

現在、相談等も数件きており、補助事業が進めば、町内事業者の支援につながっていくものと考えております。予算としましては、15件分の約750万円を予算計上しています。現状としては今、申請として2件ほど、この解体の申請が上がっております。こういう解体を推進していくことにより、環境の改善、安心・安全のまちづくり、町内事業者の育成支援等、また固定資産税の増加にもつながっていくものと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

商工業のいろいろな施策についてはお聞きしましたので、今後、この後最後にまたそのほう  
詰めますけども、一番お聞きしたいのは、今回いわゆる地域振興券というんですか、10%の補助を出すという。金額もふやしましたよということで町長からの方針のところでもありましたけれども、この辺については今までよりも額をふやしてどのくらいの効果を見込んでおられるのか、分かっていたらお知らせください。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 松尾 徳昭君**

効果的なところというか、購買力が上がるという形で考えておりますけど、詳細な資料等、今持ち合わせておりませんので、ちょっと回答はできません。

以上になります。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

じゃあ、詳細資料があるということでよろしいですか、効果をちゃんと見れる。あるんだったら後で出していただければ結構ですけど。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

とにかく今年1年で1億円分の券を。これ、町内しか使えないわけですね。だから、芦屋町では1億円の効果がある。経済効果があると。もうこれしか言えないと思いますね。今は2回出しているんですかね。

今、1回目のやつがどうかというのは、そう1回目の金額は完売しているかどうか、その差額。多分完売している。

だから、それだけ経済効果。芦屋しか使えないから。町外では絶対使えない券ですから。それでよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

よく分かりますけど、データありますかって言ったら、あるから詳細持ってませんから、後で出してくださいってわけですから。

それではその3番目の、1，2，3番目ですね、3番目のやつ終わります。

最後にいわゆる今私が言ったのは商工業、その前に農業、漁業言いましたけども、今あの分類で言いますと、先ほどの課長が答弁していましたように、いろんな業種の分類があるんですね。やはり、この辺の全体の産業を発展させていかなければ、一番最初に言っている人口も増加しないし、雇用もふえないし、そういうものは出てこない。それではこの全体の産業を通して町として施策をどのように考えておられるのか最後の質問になりますけども、よろしく。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

話はもう先ほど概ね出ております。農業、漁業についても商工業についてもいろんな事業展開をということで、税収増につながっていくようには期待をしております。ただし、町長も言われましたように、各種産業振興についての主体は民間ということになります。したがって町としてはこれらの事業者、それから関係団体に対しての助成、支援並びに連携強化に努める。まあこのことによって広く税収が伸びていくことを期待するところです。

また1点だけ別の視点からということで、都市計画、いわゆる土地利用に関する産業の誘致については、農業の規制を一部緩和して農地からいわゆる白地に改め、いろんな産業を誘引する仕組みづくりをつくっているところです。具体的には竹並芦屋線の山鹿郵便局付近一帯、この道路沿い両脇50メートルこれがあの、いわゆる白地というんですか。農業地から白地に改めている事業者が来ていただくという仕組みづくりを行っております。芦屋側については遠賀郡消防本部の芦屋分署一帯が白地でございます。このように事業所を誘引する仕組みづくりはありますけど、まだまだこれらが張り付いて、いろんな事業者が来ておるとい状況には至っておりません。町としても企業誘致条例を始めとする諸制度によりまして新規事業者などを誘引すると共に産業の活性化について則し、財源の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

確かに、今の回答である程度わかるんですけども、芦屋町は以前から、私が質問しているときから、ご回答があるように土地がもともとない。その中で、雇用産業どういうふうにするかというのは、知恵を絞って出さなきゃいけないと思うんですよ。町の大きなマスタープランってのありますけども、それに細部、もう一つ加えた、特化した例えば3年とか5年とか2年とか、まあ早くしないといけないでしょうから、1年とかでもいいんですけども、そういう特化したプロジェクト、特化した政策を、施策をどんどんうたないと、3年後、5年後で芦屋町なくなっちゃいますよ。若い人はどんどんどん外に出ているじゃないですか、実際。どんどん、年寄りの、まあ日本全体がそうですけどね、年寄り化しているんですけども。

芦屋町もものすごいスピードで。ただ、人口の分析をすると自衛隊さんの若い人たちがいるから、年代別の構成をするとよその町に比べてそんなに進んでいかないというものもあるんですよ。自衛隊さんがどんどんどん若い人にかわっていくから。しかし、そこを除いたコアのところ、前回も言いましたけど、どういう現象で自衛隊を除いたときに芦屋町の人口が、動態が動いているのか。出生率が落ちているのか。人がどんどん亡くなっているのか。山鹿地区のどの地区の人が多くなっているのか、ふえているのか。その辺の分析を早くしないと施策に出てこない。こ

れも早急にさせていただきたいのですが、どうでしょう。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

あの、具体的な施策ということだろうと思います。いわゆるマスタープランの中では、七つの施策を実現するという章が、町づくりの中で七つの章建てで基本計画がございます。そして、その計画の実現に向けてという章が最後の科目でございます。いわゆる7プラス1項目で「計画の実現に向けて」というこの項目がいわゆる財政的な基盤をつくるという考え方の基にマスタープランを策定しております。

その中には先ほど今井議員もおっしゃったように、競艇事業の推進という項目もひとつあります。そして、行財政改革の推進という項目がひとつあります。そしてわれわれ行財政改革については、今現在第2ステージということで進めておりますが、その重点項目を8項目設けておりまして、その中で自主財源確保については7項目目のところで、自主性・自律性の高い行財政運営の確保で、次のように示しているところです。「受益者負担の適正化や徴収率の向上に努めるとともに、積極的な町有地の売却やそれによる税収増及び競艇事業の更なる経営改善などにより、自主財源の確保を図る」としております。これが今の行財政改革の方向性です。ただ今、具体的ないわゆる産業に特化したプロジェクトについてあるのかということでございますが、その辺についての具体的なものは今持ち合わせておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

私もそのマスタープランを見て第7章に自主財源ということがあるのですね。一般質問というのはいろいろ質問して、お話しをして今で最後のとこの全産業に対する自主財源で回答をいただきました。当然議員として私も対案をお示ししたいと思います。

議長すみません、資料を配布お願いできますか。

○議長 横尾 武志君

資料を配布してください。

[資料配布]

○議員 9番 今井 保利君

一般質問は、言いつばなしということではいけないということは、議員必携にも書いてありますし、当然のことだと思いますので、これはあくまでも私の私案。個人的な意見です。これをや

れとか何かということではない。そういうことです。しかしながら、一般質問のなかでは必ずこういう対案を持ってやれということですので、簡単にタイトルのところだけを読み上げて、私の対案といたしますので、これをどう料理されるかは皆さん方で判断して、ただ私、議員としてはここ10年間一生懸命考えてきた中の、集大成の一つだと思えます。

タイトルは芦屋町存続のための私案というふうにしています。

1として過去10年間の芦屋町の財務分析。芦屋町の財政は60年前のボート開設以来、この財源に頼った財政運営を行ってきた。また、自衛隊も米軍の後を受けた当町の双璧の産業と考えられる。しかし、約13年前からボート事業が斜陽化し、最終的に25億円の負債を抱えこれを放棄し、同時に施行者を芦屋町単独の事業とした。今後予測すると、全国のボート場は都心の一部を除き、赤字の一途である。当町のボート事業は各種努力により、今後5年くらいを目途に一般会計に繰り出しできる体質ができたと考えるが、将来にわたって財政を支える事業としては考えられない。だからこそ、町もボート事業に依存しない財政体質を目指していると考えます。

しかし、ボートに依存しない財政をどのようにするか。自主財源をどのように確保するか。全く将来像が描けていないのが現状です。地方分権化の観点からも、自主財源確保は最も重要な町の政策であると私は考えます。よって以下の提案を私案の形で報告します。

2. 自主財源確保の課題として1から4上げていますけども、これは見てください。

3. 具体的な対策、これは私の一般質問に合わせた重要な項目を上げています。①産業の育成。商工業を中心に産業を育成すべきだと思っています。②は大型施設の財源確保どのようにするのか。これは9月議会で質問をしていきます。③に交通インフラを含む教育福祉等に対する施策の作成をしなければならない。これは今年の12月に質問をいたします。

この3番の具体的な対策の中の①、産業の育成についてタイトルだけ読みます。ページ数の2ページ目に、一番最初に新規事業の育成と。芦屋町が活性化するためには、自主財源を確保するためには、商工業者の活性化が必要と言っております。そしてその中段に①商工業者の絶対数と②経営者数をふやすことが重要である。そして、黒塗りで書いてありますけど、商工業者数をふやすためには、町内で創業する創業者数をふやすことが必要となると位置づけました。それから下については、いろんな商売の取引の書いてありますけども、下から2・4・6・8・9・10行目のところの黒字のところを読みます。「これから創業を考えている全国の創業予定者に、全国でもあまり例のない魅力的な施策を実施できれば、全国の創業予定者が芦屋町での創業を猛烈にPRすることが可能ではないか。」というふうに考えます。それでは、その魅力的な具体策としてはどのようなものが考えられるかということで、そのヒントとなる施策としては、国が平成24年度補正予算、25年度補正予算で実施している、この次のページに書いてあります、創業補助金の創設をしたらどうかというふうに考えます。

次に、飛ばしまして3ページに行きます。3ページの上から3行目の括弧のところを見ていただきますと、補助率は3分の2で、補助の上限が200万。採択件数としては、日本全国ですよ、平成24年度補正分で6,299件。25年度の補正分については3月24日現在、選考審査分だけでも761件で現在も募集しています。実際に芦屋町からも、多分、私が調べた中で2件、これに応募しています。上記のように本補助金は採択件数だけでも全国で7,000件を突破している大人気の補助金であります。これを利用して仮に今もやっています、来年度国が同様の創業補助金を公募して実施した場合には、自己負担分の残りの3分の1が芦屋町が補助する補助金制度を創設できれば、全国の創業予定者に魅力的に映って、黒塗りのところですけども、芦屋町での創業につなげていくことができると考えます。なぜなら、創業資金にかかる経費が全部、全額出てくるからです。既存の企業を誘致するって芦屋町で非常に難しい。これは私もわかっています。しかし、新規事業者、お金がない人、若い人、女性、いろんな人がいると思う。これを取り組めばいいんじゃないかという提案です。

そして、黒字で書いてあります、創業補助金制度創設の具体的な内容については、カバーされない3分の1を芦屋町が上限を設けて助成を行う。それから、4、5行目あけて、雇用の創出を同時に促すために、最低1名以上の従業員を、芦屋町の従業員を雇うことを必須条件としたらどうか。これはまだ完全に案です。

その上のところにもひとつ重要なことが、括弧で、審査機関は要検討とありますけども、この3分の1のお金を補助するためには、きちんとした審査が公認会計士等なんかのきちんとした審査機関を通して、全国から芦屋町に企業を創設する人たち、若い人をやればいいじゃない。

もし国が来年やらなかったら、どうするか。この補助金。一番下の2行です。もし仮に、来年度より、仮に国の創業補助金制度が廃止された場合には、現在の国の助成制度、上限額3分の2くらいすれば今でも7,000件のことが、日本中から出ているんですから、芦屋町に創業者ほとんど集まってくるんじゃないかという、私の提案です。これはあくまでも私案です。

4ページ目あけてください。4ページ目では芦屋町の既存の企業の対策と書いてある。①町企業誘致条例の条件緩和。先ほど課長が答えられた。私は自分なりにサーベイしました。3分の1程度、3分の1以上を4分の1くらいにすれば来るんじゃないかというのが①。

②として経営者の町内居住を伴うテナント入居者等に対する家賃補助をしたらどうか。どういうことかという、テナント、いわゆる家賃を払ってお店をやっている人にはですね、ここに直接家賃補助してやればいいんですよ。活性化になると思いますよ。家賃払っているから店をやっけないという人がたくさんいる。同時によそから来る人もいいよ。そうすれば空き店舗対策にもなる。最終的に提案の理由のところずっと書いてありますけども、その提案理由の括弧のところの真ん中辺の下のところ、同時に不動産価値、評価額も上昇することもできます。芦屋町の

発展につながると思います。既にもう先ほどこの企業誘致条例の条件緩和しているということでしたけれども、既存企業の対策として、また新規企業にもこれは対応してもいいんじゃないかと。

それから、下のほうの3番目。町内事業所に対する利子補給制度について。現在、利子補給制度というのはあります。しかし、利子補給制度というのは、直接銀行と業者、お店の人としかやらない。間に商工会が入っていた。そうですね。私はそこはだめだと。なぜか。そういう今さっきの執行部の回答にありましたように、漁業組合ですとか、商工会を使ってからしかそこで発展できないんですよ。そしたらここで利子補給をして、対案理由の一番下のほうに書いてありますけども、一番下から3行目。現在の町制度融資では、商工会の関与はほとんどないために、こうした制度、新しいこの利子補給制度をして、商工会が協力して、商工業の発展につながるんじゃないかと。この4ページ目までは、既存企業、新規企業関係なくやっていけば、この町の発展になると思いますし、同時にほかの町どこもやっていません。ぜひご検討をお願いしたいと思います。

最終ページ、5ページ。その他の期待される効果をずっと書いております。一番最後、5ページの一番最後の2・4・5行を読んで、私の一般質問の最終とします。

最終的に以上のことをやって、事業所数の増加、雇用の創出、定住者の増加、消費の拡大、税収の増加、自主財源の増加、そして芦屋町の閉塞感の打破という新しい好循環スパイラルをつくることで、恒常的かつ将来に向けた持続可能な芦屋町の成長に結びつけることが可能になると私は思いますので、ぜひこれについてもご検討をお願いして、私の一般質問を終わりにします。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、今井議員の一般質問は終わりました。

---

**○議長 横尾 武志君**

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。あすも一般質問を行いますので、よろしくお願ひします。

お疲れ様でした。

午後3時38分散会

---